通商産業省令第六十九号（平成五年十月二十五日）

【改正】

●一部改正（平成六年通商産業省令第六十六号）平成六年九月三十日公布
●一部改正（平成六年通商産業省令第六十九号）平成六年十月七日公布
●一部改正（平成七年通商産業省令第六十号）平成七年七月六日公布
●一部改正（平成七年通商産業省令第七十八号）平成八年十二月十六日公布
●一部改正（平成九年通商産業省令第三十号）平成九年三月二十五日公布
●一部改正（平成九年通商産業省令第一〇〇号）平成九年七月一日公布
●一部改正（平成十年通商産業省令第二十六号）平成十年三月二十七日公布
●一部改正（平成十年通商産業省令第八十二号）平成十年十一月二日公布
●一部改正（平成十一年通商産業省令第二十六号）平成十一年三月三十日公布
●一部改正（平成十一年通商産業省令第九十二号）平成十一年十月十二日公布

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、並びにこれらの規定を実施するため、計量法施行規則を次のように制定する。

計量法施行規則

目次

附則

第一章　通則

（用語）
第一条　この省令において使用する用語は、この省令に特段の定めのない限り、計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）及び計量法関係政令において使用する用語の例による。
（証明とみなされる計量）
第二条　計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。以下「令」という。）第一条の通商産業省令で定める計量は、次に掲げるとおりとする。
一　軌道建設規程（大正十二年内務鉄道省令）第二十二条第四項、無軌条電車建設規則（昭和二十五年運輸建設省令第一号）第三十九条第七号、新幹線鉄道構造規則（昭和三十九年運輸省令第七十号）第五十九条第一項第五号、容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第五十二条第一号イ、普通鉄道構造規則（昭和六十二年運輸省令第十四号）第百八十条第四号及び第百九十条第二項第十二号（特殊鉄道構造規則（昭和六十二年運輸省令第十九号）第四十七条、第六十八条及び第百六十八条において準用する場合を含む。）並びに特殊鉄道構造規則第八十五条第二項第十一号及び第百二十二条第二項第十号で規定する備え付けなければならない圧力計による圧力の計量
二　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）第六条第四号に規定する比較のための温度計による計量及び同告示第七条第四号に規定する比較のための圧力計による計量
（濃度計の使用方法）
第三条　令別表第二第五号の通商産業省令で定める方法は、次のとおりとする。
一　令第二条第十七号イからリまでに掲げる濃度計　日本工業規格Ｋ〇〇五五の四・二に適合する方法であって、法第百四十四条第一項の認定事業者が特定標準器による校正等をされた標準物質（以下「特定二次標準物質」という。）による標準物質の値付けを行ったものを使用すること。
二　令第二条第十七号ヌ及びルに掲げる濃度計　日本工業規格Ｚ八八〇二の七・二・二に適合する方法であって、特定二次標準物質による標準物質の値付けを行ったものを使用すること。

第二章　正確な特定計量器等の供給

第一節　製造

（製造とみなされる改造）
第四条　法第二条第五項の通商産業省令で定める改造は、次に掲げる改造以外の改造とする。
一　タクシーメーターの自動車への取付け
二　皮革面積計に係る拡大指示機構又は送り速さ機構の改造
三　アネロイド型圧力計に係る目盛板、弾性受圧部（拡大機構に連結するために変位端に固定した部分を含む。以下同じ。）、流体に直接接触する部分及び温度補整機構以外の部分の改造
（事業の区分）
第五条　法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分は別表第一の第二欄に掲げるとおりとし、その事業の区分の略称は同表の第三欄に掲げるとおりとする。
２　法第四十条第一項第四号に規定する検査のための器具、機械又は装置であって、通商産業省令で定めるものは、別表第一の第二欄の事業の区分に応じ、同表の第四欄に掲げるとおりとする。
３　前項の場合において、別表第一の第四欄中の基準器については、法第百四十四条第一項の認定事業者が特定標準器による校正等をされた計量器を用いて定期的に校正を行った計量器であって、当該基準器と同じ又はより高い精度のものをもってこれに代えることができる。
４　前二項の場合における基準器は、改造又は修理（第十条に規定する軽微な修理を含む。）をしたものであって、その後において基準器検査に合格していないものであってはならない。

（事業の届出等）
第六条　法第四十条第一項の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第一による届出書の正本一通及び副本二通を、電気計器に係る事業であって当該事業に係る工場又は事業場が一の通商産業局の管轄区域内のみにあるものにあっては通商産業局長、その他の事業にあっては通商産業大臣に提出しなければならない。ただし、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあっては、その事業を行おうとする主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。
２　都道府県知事は、前項の届出があった場合において、届出に係る工場又は事業場の所在地が他の都道府県の区域にあるときは、その都道府県の都道府県知事に様式第二によりその旨を通知するものとする。
３　都道府県知事は、第一項の届出書の副本一通を保管するものとする。
（変更の届出等）
第七条　届出製造事業者は、法第四十二条第一項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式第三による届出書の正本一通及び副本二通を、電気計器に係る事業であって当該事業に係る工場又は事業場が一の通商産業局の管轄区域内のみにあるものにあっては通商産業局長、その他の事業にあっては通商産業大臣に提出しなければならない。ただし、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあっては、その事業を行っている主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。
２　法第四十一条の規定により届出製造事業者の地位を承継した者は、法第四十二条第二項の事実を証する書面として次に掲げるものを前項の届出書に添えて提出しなければならない。
一　法第四十一条の規定により事業の全部を譲り受けたことによって届出製造事業者の地位を承継した者にあっては、様式第四による書面及び住民票（法人にあっては、登記簿の謄本）
二　法第四十一条の規定により届出製造事業者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第五による書面及び戸籍謄本
三　法第四十一条の規定により届出製造事業者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第六による書面及び戸籍謄本
四　法第四十一条の規定により合併によって届出製造事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記簿の謄本
３　前条第二項及び第三項の規定は、第一項の届出に準用する。
（検査義務）
第八条　法第四十三条の通商産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　検査規則が制定され、その検査規則が確実に履行されていること。
二　検査管理責任者又は検査部門（以下「検査管理責任者等」という。）が設置され、その検査管理責任者等が検査を統括していること。
三　一定の周期で検査設備（第五条第二項に規定する検査のための器具、機械又は装置を含む。以下同じ。）の検査が行われ、適正な検査を行うことができるように管理されていること。
四　当該特定計量器の構造及び器差を検査するために必要な性能を有する検査設備を用いて、第一号の検査規則に基づき全数検査により適正に検査が行われていること。
五　検査に合格しなかった特定計量器が再調整され、又は廃棄されていること。
六　検査管理責任者等が、検査記録を作成し、その検査管理責任者等の責任においてこれが三年以上保存されていること。
（廃止の届出）
第九条　届出製造事業者は、法第四十五条第一項の規定により事業の廃止の届出をしようとするときは、様式第七による届出書の正本一通及び副本二通を、電気計器に係る事業であって当該事業に係る工場又は事業場が一の通商産業局の管轄区域内のみにあるものにあっては通商産業局長、その他の事業にあっては通商産業大臣に提出しなければならない。ただし、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあっては、その事業を行っている主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。
２　第六条第二項及び第三項の規定は、前項の届出に準用する。

第二節　修理

第一款　検定証印等の除去

（軽微な修理）
第十条　法第四十六条第一項の通商産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。
一　非自動はかりに係る次に掲げる修理
イ　水平調整ねじ、目盛覆い、調節脚又は下げ振り式水平器の下げ振りの補修又は取替え
ロ　台はかりに係る台環又は支え鉄の補修又は取替え
二　皮革面積計の踏み板、テーブル、留めつめ又はリボンの補修又は取替え
三　積算体積計に係る次に掲げる修理
イ　水道メーター又は温水メーターに係るストレーナー又はパッキンの取替え又は清掃
ロ　燃料油メーターに係るストレーナーの取替え又は清掃
ハ　液化石油ガスメーターに係る次に掲げる修理
（１）ノズル先端部のパッキンの取替え
（２）ストレーナーの取替え又は清掃
ニ　ガスメーターに係る次に掲げる修理
（１）潤滑油の取替え又は補充
（２）差圧測定用配管、差圧計又はコックの取替え
（３）羽根車又は回転子の清掃
（４）ストレーナーの取替え又は清掃
（５）油面窓の汚れの補修又は取替え
四　アネロイド型圧力計に係る透明目盛覆板の取替え
五　熱量計に係る次に掲げる修理
イ　ボンベ型熱量計に係る次に掲げる修理
（１）水槽、外槽かくはん器又はボンベの酸素導入弁の補修
（２）架台、湯槽、弁又は中間筒の補修又は取替え
（３）ボンベのふたのパッキン又はそのリングの取替え
ロ　ユンケルス式流水型熱量計に係る次に掲げる修理
（１）本体の漏水の補修
（２）ダンパー、水平調整機構、バーナの保持機構又は放射防止板の補修又は取替え
（３）パッキンの取替え
ハ　積算熱量計に係るストレーナーの取替え又は清掃
六　照度計に係る次に掲げる修理
イ　受光部を除く外箱の補修
ロ　受光部のコードを除くコードの取替え
七　騒音計に係るマイクロホンコードを除くコードの補修又は取替え
八　振動レベル計に係るピックアップコードを除くコードの補修又は取替え
九　濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）に係る次に掲げる修理
イ　配管又は流量制御関係部品の補修又は取替え
ロ　光源用ランプ、フィルターエレメント、ポンプのダイヤフラム又は自動校正用の標準物質若しくは反応液の取替え
ハ　プリント回路の取替え（法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）のときに通商産業大臣が示す範囲に限る。）
十　電池、ヒューズ、電源コードその他の電源部の補修又は取替え
十一　外箱を開けないで行うねじ、ゴム足、外箱その他の部品の補修又は取替え
２　法第四十九条第三項の通商産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。

一　絶縁がいしの補修又は取替え
二　外箱の補修
三　絶縁油の取替え
（簡易修理）
第十一条　法第四十九条第一項ただし書の通商産業省令で定める修理は、次のとおりとする。
一　タクシーメーターに係る次に掲げる修理
イ　たわみ軸又はコネクターの補修又は取替え
ロ　料金計算機能に係る電気回路部品（当該タクシーメーターの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え
二　質量計に係る次に掲げる修理
イ　棒はかりに係る次に掲げる修理
（１）懸垂皿、皿ひも、皿環、つりかぎ、つり環、取緒、取緒環又は不定量おもりのおもり糸若しくはおもり環の補修又は取替え
（２）さおの曲がりの矯正
（３）目盛標識の復元
ロ　皿はかり又は台はかりに係る次に掲げる修理
（１）おもりかけ、調子玉、重心玉、水平器、にらみ、にらみ窓、限界停止機構、送りおもりのつめ若しくはノック、零点未満に送りおもりを移動させないための金具、調節ねじ、刃ぶた、関接部のピン、指針、つり環、ラック押さえ、スチールバンド、増おもりの上げ下げ機構又は衝撃防止機構の補修又は取替え
（２）ボールベアリング、増おもり台、休み機構、減衰機構、被計量物計量用容器又は振子の受けゴム若しくはストッパーの取手の補修
（３）指針軸のバランスの調整
（４）ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点の調整
ハ　皿はかりに係る皿、皿受け、懸垂皿のひも、つりかぎ、度表又は度表の指針の補修又は取替え
ニ　台はかりに係る次に掲げる修理
（１）台板、かさ板、たすき、送りおもりの自動送り機構、振れ止め機構の部品又はなすかんの受軸の補修又は取替え
（２）立筒の補修
（３）刃と刃受けとの関係位置に影響を及ぼさない範囲内における額縁の補修
ホ　光電式はかりの光源用電球の取替え
ヘ　電気式はかりに係る次に掲げる修理
（１）印字機構の部品、外部記憶機構、外部入力機構又は表示機構（累加表示機構及び遠隔表示機構を含む。）の電源部の補修又は取替え
（２）料金計算機能に係る電気回路部品（当該電気式はかりの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え
ト　手動天びんに係る次に掲げる修理
（１）度表、覆い箱若しくはその部品、調子玉、水平器、皿その他の荷重受け部品、ライダー掛け又は休み機構の補修又は取替え
（２）両ひじ長さの調整
チ　定量おもりに係るおもり糸又はおもり環の補修又は取替え
三　ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）に係る外管の頭部を封じている部分の補修又は取替え
四　皮革面積計に係る次に掲げる修理
イ　分解清掃
ロ　ピンの送り出しカム、縦シャフト、星型歯車又はウォーム歯車の補修又は取替え
五　積算体積計に係る次に掲げる修理
イ　印字機構の取外し

ロ　水道メーター又は温水メーターに係る次に掲げる修理
（１）分解清掃
（２）表示機構の透明覆板の取替え
（３）パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
ハ　燃料油メーター又は液化石油ガスメーターに係る次に掲げる修理
（１）空気分離器（液化石油ガスメーターにあってはガス分離器）の補修又は取替え
（２）数字車、数字円板、零戻し機構の補修又は取替え
（３）バルブ、ノズル、ホースの補修又は取替え
（４）分解清掃
（５）パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
（６）電源回路又はポンプその他の部分の制御回路のみを有するプリント回路の取替え
（７）料金計算機能に係る電気回路部品（当該燃料油メーター又は液化石油ガスメーターの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え
ニ　ガスメーターに係る次に掲げる修理（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
（１）出入口金具又は出入口管の補修又は取替え
（２）表示機構の透明覆板の補修又は取替え
（３）外部のハンダ付け又は外箱のへこみの復元
（４）回転子式ガスメーター又はタービン式ガスメーターに係るベアリング若しくはパイロットギヤーの取替え又は清掃
（５）パルス発信機構の補修又は取替え
六　量器用尺付タンクに係る搭載される自動車の取替え
七　アネロイド型圧力計に係る次に掲げる修理
イ　渦巻ばね、拡大機構又は電気接点の調整
ロ　目盛板、弾性受圧部、流体に直接接触する部分及び温度補整機構以外の補修又は取替え
八　熱量計に係る次に掲げる修理
イ　ボンベ型熱量計に係る次に掲げる修理
（１）かくはん用モーター、ヒーター又はボンベの電極パッキン若しくはそのリングの補修又は取替え
（２）内筒のメッキの補修又は取替え
（３）点火回路その他の電気配線部品又はボンベの電極の補修、取替え又は調整
（４）内筒、外筒又は湯槽の水位を調節するための器具の補修又は取替え
（５）内筒のふた又はパッキンの補修又は取替え
ロ　ユンケルス式流水型熱量計に係る次に掲げる修理
（１）バーナのノズル又はヘッドの取替え
（２）外筒、いっ水筒、ストレーナー、流入調整弁、流水配分器又は温度計取付け口の補修又は取替え
ハ　積算熱量計に係る次に掲げる修理
（１）流量計量部の分解清掃
（２）　ストレーナーの取替え
（３）表示機構の透明覆板の取替え
（４）パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
九　照度計に係る電源スイッチ、測定レンジ切替えスイッチその他のスイッチの取替え
十　騒音計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え
十一　振動レベル計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え
十二　濃度計（酒精度浮ひょうを除く。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる修理
イ　光束断続器、光学フィルター、干渉セル、試料セル、分析部の電極、コンバーター又はオゾン発生器の取替え
ロ　温度調節器又は湿度調節器の補修又は取替え

ハ　電気回路部品（当該濃度計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え

十三　デジタル表示機構に係るプリント回路であって、論理回路のみで構成されているものの取替え

２　法第四十九条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準は特定計量器検定検査規則（通商産業省令第七十号。以下「検定検査規則」という。）第六十四条の規定を、同項の通商産業省令で定める使用公差は検定検査規則第六十五条の規定を、法第四十九条第一項の検定証印等の除去は検定検査規則第二十九条の規定を準用する。

【注】本条一、二、五、十二各号一部改正、平成九年三月二十五日、通商産業省令第三十号

（型式承認表示を除去しない修理等）

第十二条　法第四十九条第二項ただし書の通商産業省令で定める修理は、前条第一項に掲げる修理及び当該特定計量器に係る型式の承認のときに、特定計量器をその承認に係る型式と同一の型式に属するものとして通商産業大臣又は日本電気計器検定所が示す構造の範囲における修理とする。

２　法第四十九条第二項で規定する法第八十四条第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示の除去及び法第四十九条第三項で規定する合番号の除去の方法は、検定検査規則第二十九条の規定を準用する。

第二款　修理の事業

（準用）

第十三条　第五条、第六条第一項及び第三項、第七条、第八条及び第九条第一項の規定は、法第四十六条第一項の特定計量器の修理の事業に準用する。この場合において、第五条第一項及び第六条第一項中「法第四十条第一項」とあるのは「法第四十六条第一項」と、第五条第二項中「法第四十条第一項第四号」とあるのは「法第四十六条第一項第四号」と、第六条第一項、第七条第一項及び第九条第一項中「副本二通」とあるのは「副本一通」と、第六条第一項中「その事業を行おうとする主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない」とあるのは「通商産業大臣に代えてその事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七条第一項及び第九条第一項中「その事業を行っている主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない」とあるのは「通商産業大臣に代えてその事業を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七条及び第九条中「届出製造事業者」とあるのは「届出修理事業者」と、第七条第一項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十二条第一項」と、第七条第二項中「法第四十一条」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十一条」と、第八条中「法第四十三条」とあるのは「法第四十七条」と、「法第四十二条第二項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十二条第二項」と、第九条中「法第四十五条第一項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十五条第一項」と、別表第一の第二欄中「製造する事業」とあるのは「修理する事業」と読み替えるものとする。

第三款　有効期間のある特定計量器に係る修理

（修理の基準）

第十四条　法第五十条第一項の通商産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　ごみ、さび、不要な油等が付着しているかどうかを点検し、付着している場合は、これを除去すること。

二　塗装のはく離又は変質があるかどうかを点検し、必要な場合は、これを補修すること。

三　表記が不鮮明なものでないか、又は誤認のおそれがないかどうかを点検し、必要な場合は、これを補修すること。

四　次の表の上欄に掲げる特定計量器に応じ、同表下欄に掲げる部品に摩耗、腐食その他の劣化又は損傷があるかどうかを点検し、必要な場合は、検定証印の有効期間の満了までに劣化又は損傷により構

造に影響を及ぼすことのないように補修又は取替えを行うこと。
　五　経年的に摩耗、腐食その他の劣化が生じる部品として、通商産業大臣又は日本電気計器検定所が型式の承認のときに指定した部品の取替えを行うこと。
　六　前二号に掲げる部品以外の部品であって、特定計量器の構造に影響を及ぼすものに摩耗、腐食その他の劣化又は損傷があるかどうかを点検し、必要な場合は補修又は取替えを行うこと。

水道メーター及び温水メーター	イ　回転、しゅう動部品 ロ　電子回路部 ハ　表示機構 ニ　パルス発信機構 ホ　パッキン ヘ　電池
ガスメーター	イ　膜 ロ　回転、しゅう動部品 ハ　電子回路部 ニ　表示機構 ホ　パルス発信機構 ヘ　パッキン ト　電池
最大需要電力計、電力量計、無効電力量計	イ　入力変換回路 ロ　電子回路部 ハ　電圧コイル ニ　電流コイル ホ　回転部品 ヘ　調整機構 ト　表示機構 チ　パルス発信機構 リ　電力開閉機構 ヌ　電池
積算熱量計	イ　回転、しゅう動部品 ロ　感温部 ハ　信号線 ニ　電子回路部 ホ　表示機構 ヘ　パルス発信機構 ト　パッキン チ　電池

　（修理済表示）
第十五条　法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。
一　修理済表示を付する方法は、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼印又ははり付け印とする。
二　　修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った年を表すものとする。
　イ　点検のみをした場合

（図１　付録の図版を参照）

ロ　補修又は取替えをした場合

（図２　付録の図版を参照）

三　修理済表示の大きさは、直径十八ミリメートル以上とする。
四　修理済表示には、当該点検又は補修を行った届出製造事業者又は届出修理事業者の名称、登録商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第二項の登録商標をいう。）又は通商産業大臣に届け出た記号（検定検査規則第七条第三項第一号の様式第五により届け出たものに限る゜）を表示すること。
五　修理済表示を付する特定計量器の部分は、特定計量器の見やすい箇所とする。

第三節　販売

（事業の区分）
第十六条　法第五十一条第一項の通商産業省令で定める事業の区分は令第十三条第一号に掲げる非自動はかり、分銅及びおもりとし、事業の区分の略称は質量計とする。
【注】本条一部改正、平成十年三月二十七日公布、通商産業省令第二十六号

（事業の届出）
第十七条　法第五十一条第一項の事業の届出をしようとする者は、様式第八による届出書をその営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
（準用）
第十八条　第七条第一項及び第二項並びに第九条第一項の規定は、法第五十一条第一項の事業の届出をした者に準用する。この場合において、第七条第一項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第五十一条第二項において準用する法第四十二条第一項」と、第七条第一項及び第九条第一項中「通商産業大臣」とあるのは「届出を受けた都道府県知事」と、第七条第二項中「法第四十一条」とあるのは「法第五十一条第二項において準用する法第四十一条」と、「法第四十二条第二項」とあるのは「法第五十一条第二項において準用する法第四十二条第二項」と、第九条第一項中「法第四十五条第一項」とあるのは「法第五十一条第二項において準用する法第四十五条第一項」と読み替えるものとする。
（遵守事項）
第十九条　法第五十二条第一項の通商産業省令で定める販売事業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
一　届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。
二　届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。

第三章　特別な計量器

（家庭用特定計量器の技術上の基準）
第二十条　法第五十三条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準は、別表第二の上欄に掲げる特定計量器の区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。
２　検定検査規則第二条の規定は、前項の別表第二中の用語について準用する。
（家庭用特定計量器の輸出の届出）
第二十一条　法第五十三条第一項の政令で定める特定計量器（以下「家庭用特定計量器」という。）の届出製造事業者は、輸出のため当該家庭用特定計量器を製造しようとするときは、同項ただし書の規定により、様式第九による届出書を当該家庭用特定計量器の製造を行う工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
２　家庭用特定計量器の輸入の事業を行う者は、輸出のため当該家庭用特定計量器の販売をしようとするときは、法第五十三条第二項のただし書の規定により、様式第十による届出書を当該家庭用特定計量器の販売を行う営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
（表示の方法）
第二十二条　法第五十四条第一項の表示は、次の各号に定めるところにより、付さなければならない。
一　表示の方法は、刻印、印刷又ははり付けによるものとする。
二　表示の形状は、次のとおりとする。

（図３　付録の図版を参照）

三　表示の大きさは、直径八ミリメートル以上とする。
四　表示を付す家庭用特定計量器の部分は、家庭用特定計量器の見やすい箇所とする。
（販売事業者の家庭用特定計量器の輸出の届出）
第二十三条　法第五十五条の家庭用特定計量器の販売の事業を行う者は、輸出のため当該家庭用特定計量器の販売をしようとするときは、同条ただし書の規定により、様式第十による届出書を当該家庭用特定計量器の販売を行う営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
（譲渡等制限特定計量器の輸出の届出）
第二十四条　法第五十七条第一項の政令で定める特定計量器（以下「譲渡等制限特定計量器」という゜）の製造、修理又は輸入の事業を行う者は、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡そうとするときは、同条第二項ただし書の規定により、様式第十一による届出書を当該譲渡等制限特定計量器の製造若しくは修理を行う工場、事業場若しくは事業所又は輸入をした当該特定計量器の譲渡、貸し渡し若しくは引き渡しを行う営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
２　譲渡等制限特定計量器の販売の事業を行う者は、輸出のため当該譲渡等制限特定計量器を譲渡し、又は貸し渡そうとするときは、法第五十七条第二項ただし書の規定により、様式第十一による届出書を当該譲渡等制限特定計量器の譲渡又は貸し渡しを行う営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四章　特殊容器製造事業

（型式）

第二十五条　法第十七条第一項の通商産業省令で定める型式は、様式第十二から様式第五十三までによるものとする。

（容器の材質）

第二十六条　法第十七条第一項の通商産業省令で定めるものは、ガラス製の容器とする。

（高さ）

第二十七条　法第十七条第一項の通商産業省令で定める高さは、特殊容器を水平な平面の上に定置した場合において、その特殊容器に入れる商品の液面の最下部からその平面に下した垂線の長さとし、別表第三の第一欄に掲げる商品について、同表の第二欄に掲げる型式に応じ、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

（指定の申請）

第二十八条　法第十七条第一項の指定を受けようとする者は、法第五十九条により様式第五十四の申請書をその申請に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

２　法第五十九条第三号の通商産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　ガラス原料の調合のための設備の名称、性能及び数

二　溶融ガラスの形成のための設備の名称、性能及び数

三　溶融ガラスの成形機への供給のための設備の名称、性能及び数

四　溶融ガラスの成形機の名称、性能及び数

五　成形した容器の冷却のための設備の名称、性能及び数

六　前各号の設備及び金型その他容器の形状を決めるのに必要な設備管理の方法

七　特殊容器の検査工程における検査のための設備の名称、性能及び数

八　法第六十三条第一項各号の検査の方法及び当該検査の管理の方法

（指定の通知）

第二十九条　都道府県知事は、法第十七条第一項の指定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（指定の基準）

第三十条　法第六十条第二項第一号の通商産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　ガラス原料の調合に関する事項

一定の割合にガラス原料を計量して、目標組成に応じた均質な調合原料にできる調合装置を用いること。

二　溶融ガラスの形成に関する事項

イ　ガラス原料を加熱溶融し、均質な溶融ガラスが形成される温度制御ができるガラス溶融炉を用いること。

ロ　素地面を自動的に計測して、その変動を小さくできる素地面制御装置を用いること。

三　溶融ガラスの成形機への供給に関する事項

イ　溶融ガラスを成形に適した温度に調整できる温度調整装置を用いること。

ロ　一定の質量の溶融ガラスを成形機と同調して供給できるガラス素地供給装置を用いること。

四　溶融ガラスの成形に関する事項

イ　適切な冷却装置を有し、中空のガラス容器を成形できる成形機を用いること。

ロ　ガラス素地供給装置と連動する成形機を用いること。

ハ　成形する際は、第二十五条に定める型式の形状及び容量に適合する金型を用いること。

五　成形した容器の冷却に関する事項

ガラスの徐冷点からひずみ点までの温度域を適切に徐冷できる装置を用いること。

六　設備及び金型の管理に関する事項

イ　前各号の設備をその精度が十分保持できるよう適切に管理すること。

ロ　金型検査を行いその各部の寸法を管理すること。

２　法第六十条第二項第二号の通商産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　特殊容器の検査工程における検査に必要な設備として以下のものを有していること。

イ　水準器

ロ　ハイトゲージであって、それに付された副尺で計ることができる長さが〇・一ミリメートル以下で、製造する特殊容器の高さを計ることができるもの

ハ　温度計

ニ　基準ビュレット又は法第百四十四条第一項の認定事業者が特定標準器による校正等をされた計量器を用いて定期的に校正を行った計量器であって、当該基準器と同じ又はより高い精度のもの（第四号イの検査方法を用いる場合に限る。）

ホ　特級基準分銅若しくは一級基準分銅又は法第百四十四条第一項の認定事業者が特定標準器による校正等をされた計量器を用いて定期的に校正を行った計量器であって、当該基準器と同じ又はより高い精度のもの及び目量が百ミリグラム以下の質量計（第四号ロの検査方法を用いる場合に限る。）

二　法第六十三条第一項第一号に適合しているかどうかの検査の方法は、第六号の抽出した特殊容器から任意に一個を抽出し、当該特殊容器が第二十五条の当該特殊容器の型式に合致しているかどうかを検査し、当該型式に適合する場合を合格とする検査の方法であること。

三　法第六十三条第一項第二号の検査は、温度二十度の場合を標準として水を用いて行うこと。

四　法第六十三条第一項第二号に適合しているかどうかの検査の方法は、次に掲げるいずれかの方法により容量を検査し、第六号の基準に適合する場合を合格とする検査の方法であること。

イ　検査をする特殊容器を水平台の上に定置し、第一号ニを用いて水を検査する特殊容器に移し、液面の最下部が次の表の上欄に掲げる型式の特殊容器のそれぞれについて同表の下欄に掲げる高さに一致したときに、その移した水の量が、その特殊容器の容量から容量公差を減じた量から、その特殊容器の容量に当該容量公差を加えた量までの範囲にあるかどうかの検査

ロ　検査をする特殊容器を水平台の上に定置し、水を検査する特殊容器に移し、液面の最下部が次の表の上欄に掲げる型式の特殊容器のそれぞれについて同表の下欄に掲げる高さに一致したときに、第一号ホを用いて水の質量を測定し、その質量を次の換算式に従って換算した値が、その特殊容器の容量から容量公差を減じた量から、その特殊容器の容量に当該容量公差を加えた量までの範囲内にあるかどうかの検査

$$V_{20} = k \times W$$

V_{20}は、温度二十度に換算した容量（ミリリットル）

Wは、水の質量（グラム）

$$k = \frac{1 + \rho\left(\frac{1}{d} - \frac{1}{\delta}\right) + \beta(20 - t)}{d}$$

dは、温度ｔ度のときの水の密度（グラム毎立方センチメートル）

ρは、空気の密度〇・〇〇〇一二グラム毎立方センチメートル

ｔは、測定時の温度（度）

δは、基準分銅の密度八・〇グラム毎立方センチメートル

βは、ガラスの体膨張係数〇・〇〇〇〇二五毎度

（式１　上記の式の正確な記述は付録の図版を参照）

型　　　式	高　　　さ
様式第十二に掲げるもの	七十一ミリメートル

様式第十三に掲げるもの	百二十七ミリメートル
様式第十四に掲げるもの	百二十七ミリメートル
様式第十五に掲げるもの	百十七ミリメートル
様式第十六に掲げるもの	百十八ミリメートル
様式第十七に掲げるもの	百七十二ミリメートル
様式第十八に掲げるもの	百五十七ミリメートル
様式第十九に掲げるもの	百七十二ミリメートル
様式第二十に掲げるもの	百二十七ミリメートル
様式第二十一に掲げるもの	百八十六ミリメートル
様式第二十二に掲げるもの	百八十六ミリメートル
様式第二十三に掲げるもの	百八十一ミリメートル
様式第二十三の二に掲げるもの	百八十一ミリメートル
様式第二十四に掲げるもの	百八十一ミリメートル
様式第二十五に掲げるもの	百四十・五ミリメートル
様式第二十六に掲げるもの	百七十九ミリメートル
様式第二十七に掲げるもの	百八十八・五ミリメートル
様式第二十八に掲げるもの	百七十八ミリメートル
様式第二十九に掲げるもの	百六十三ミリメートル
様式第三十に掲げるもの	百九十五ミリメートル
様式第三十一に掲げるもの	百九十四・五ミリメートル
様式第三十二に掲げるもの	百九十ミリメートル
様式第三十二の二に掲げるもの	百九十ミリメートル
様式第三十三に掲げるもの	百九十ミリメートル
様式第三十四に掲げるもの	二百七ミリメートル
様式第三十五に掲げるもの	百三十八ミリメートル
様式第三十六に掲げるもの	二百二十五ミリメートル
様式第三十七に掲げるもの	二百二十九ミリメートル

様式第三十八に掲げるもの	二百十四・五ミリメートル
様式第三十九に掲げるもの	二百十九ミリメートル
様式第四十に掲げるもの	二百十九ミリメートル
様式第四十一に掲げるもの	二百十九ミリメートル
様式第四十二に掲げるもの	二百十九ミリメートル
様式第四十三に掲げるもの	二百十九ミリメートル
様式第四十四に掲げるもの	二百三十二ミリメートル
様式第四十五に掲げるもの	二百二十七ミリメートル
様式第四十六に掲げるもの	二百二十七ミリメートル
様式第四十七に掲げるもの	二百七ミリメートル
様式第四十八に掲げるもの	二百二十九・五ミリメートル
様式第四十九に掲げるもの	二百二十七ミリメートル
様式第五十に掲げるもの	二百二十二・五ミリメートル
様式第五十一に掲げるもの	二百四十ミリメートル
様式第五十二に掲げるもの	二百九十一ミリメートル
様式第五十三に掲げるもの	二百九十ミリメートル

【注】本表一部改正、平成十一年三月三十日公布（同日施行）、通商産業省令第二十六号

五　前号の高さは、特殊容器を水平台の上に定置した場合において、その特殊容器に入れた水の液面の最下部からその水平台に下した垂線の長さとする。

六　法第六十三条第一項第二号に適合しているかどうかの基準は、ロットごとに当該ロットから任意に九個を抽出し、通商産業大臣が別に定めるところの基準に適合している場合を合格とするものであること。この場合において、一ロットとは、同一型式ごとに同一日に同一の方法により連続して成形されたものとする。

七　特殊容器の検査を実施した場合は、速やかに検査記録を作成し、検査を行った日から三年以上保存すること。検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとすること。

イ　検査を行った特殊容器の型式及び数
ロ　検査を行った特殊容器のロットの製造年月日及び数
ハ　検査を行った年月日及び場所
ニ　検査を実施した者の氏名
ホ　検査の方法
ヘ　検査の結果

【注】本条一部改正、平成七年七月六日公布（平成八年四月一日施行）、通商産業省令第六十号

（変更の届出等）

第三十一条　指定製造者は、法第六十二条第一項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式第五十五による届出書をその届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

２　法第六十一条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、法第六十二条第二項の事実を証する書面として、次に掲げるものを第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

一　法第六十一条の規定により事業の全部を譲り受けたことによって指定製造者の地位を承継した者にあっては、様式第五十六による書面及び住民票（法人にあっては、登記簿の謄本）

二　法第六十一条の規定により指定製造者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第五十七による書面及び戸籍謄本

三　法第六十一条の規定により指定製造者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第五十八による書面及び戸籍謄本

四　法第六十一条の規定により合併によって指定製造者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記簿の謄本

（表示）

第三十二条　指定製造者は、法第六十三条第一項の規定により特殊容器に表示を付するときは、次の各号に定めるところにより付するものとする。

一　表示は、容易に消滅せず、かつ、明りょうに読みとれるものとする。

二　表示の大きさ及び形状は、七ミリメートル以上の短径とし、短径と長径の比が三対四となる大きさで、次のとおりとする。

（図４　付録の図版を参照）

三　表示を付する特殊容器の部分は、特殊容器の底面を除いた外側の部分であって、表示が折れ曲がらない部分とする。

２　法第六十三条第二項の通商産業省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　記号の表記は、容易に消滅せず、かつ、明りょうに読みとれるもので、前項第二号の表示に隣接した部分又は底面に表記するものとする。

二　容量の表記は、容易に消滅せず、かつ、明りょうに読みとれるものであり、次に掲げるところにより、前項第二号の表示の右側に並べて表記するものとする。

イ　容量を表す数字は算用数字とし、その大きさは前項第二号の表示の短径の四分の三の大きさとする。

ロ　容量を表す数字は、その上端及び下端が前項第二号の表示の上端及び下端を超えないように表記するものとする。

ハ　容量を表す計量単位の記号は「ｍｌ」とし、その大きさは「m」については前項第二号の表示の短径の八分の三、「ｌ」については八分の五の大きさとする。

ニ　容量を表す数字及び計量単位の記号は、それぞれの下端が同一線上にあるように表記するものとする。

（容量公差）

第三十三条　法第六十三条第一項第二号の通商産業省令で定める容量公差は、次の表のとおりとする。

特　殊　容　器　の　型　式	容　　量　　公　　差

様式第十二に掲げるもの	三ミリリットル
様式第十三に掲げるもの	四ミリリットル
様式第十四に掲げるもの	四ミリリットル
様式第十五に掲げるもの	四ミリリットル
様式第十六に掲げるもの	五ミリリットル
様式第十七に掲げるもの	四ミリリットル
様式第十八に掲げるもの	四ミリリットル
様式第十九に掲げるもの	四ミリリットル
様式第二十に掲げるもの	四ミリリットル
様式第二十一に掲げるもの	五ミリリットル
様式第二十二に掲げるもの	五ミリリットル
様式第二十三に掲げるもの	五・五ミリリットル
様式第二十三の二に掲げるもの	五・五ミリリットル
様式第二十四に掲げるもの	五・五ミリリットル
様式第二十五に掲げるもの	五・五ミリリットル
様式第二十六に掲げるもの	五・五ミリリットル
様式第二十七に掲げるもの	五・五ミリリットル
様式第二十八に掲げるもの	六ミリリットル
様式第二十九に掲げるもの	六ミリリットル
様式第三十に掲げるもの	六ミリリットル
様式第三十一に掲げるもの	六ミリリットル
様式第三十二に掲げるもの	七ミリリットル
様式第三十二の二に掲げるもの	七ミリリットル
様式第三十三に掲げるもの	七ミリリットル
様式第三十四に掲げるもの	七ミリリットル
様式第三十五に掲げるもの	七ミリリットル
様式第三十六に掲げるもの	八ミリリットル

様式第三十七に掲げるもの	八ミリリットル
様式第三十八に掲げるもの	八ミリリットル
様式第三十九に掲げるもの	八ミリリットル
様式第四十に掲げるもの	八ミリリットル
様式第四十一に掲げるもの	八ミリリットル
様式第四十二に掲げるもの	八ミリリットル
様式第四十三に掲げるもの	八ミリリットル
様式第四十四に掲げるもの	八ミリリットル
様式第四十五に掲げるもの	九ミリリットル
様式第四十六に掲げるもの	九ミリリットル
様式第四十七に掲げるもの	十ミリリットル
様式第四十八に掲げるもの	十ミリリットル
様式第四十九に掲げるもの	十ミリリットル
様式第五十に掲げるもの	十ミリリットル
様式第五十一に掲げるもの	十一ミリリットル
様式第五十二に掲げるもの	十五ミリリットル
様式第五十三に掲げるもの	十六ミリリットル

【注】本表一部改正、平成十一年三月三十日公布（同日施行）、通商産業省令第二十六号

（廃止の届出）

第三十四条　指定製造者は、法第六十五条の規定により事業の廃止の届出をしようとするときは、様式第五十九による届出書をその届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第三十五条　都道府県知事は、法第六十七条の規定により指定を取り消したときは、その旨を取消しの処分を受けた者に通知するものとする。

（表示の抹消）

第三十六条　法第六十八条の規定により法第六十三条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を除去しようとする者は、次の各号の一に定めるところにより除去しなければならない。

一　機械的な方法による除去

二　薬剤による消去

三　容易にはく離しない塗料による被覆

（外国製造者に係る指定の申請等）

第三十七条　法第六十九条第一項の外国製造者に係る法第十七条第一項の指定を受けようとする者は、

法第六十九条第一項において準用する法第五十九条により様式第五十四による申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、当該申請に係る特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項が法第六十九条第一項において準用する法第六十条第二項各号に適合していることを通商産業大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。
３　第二十八条第二項、第二十九条及び第三十条の規定は法第六十九条第一項の外国製造者に係る法第十七条第一項の指定に、第三十一条から第三十五条までの規定は指定外国製造者に準用する。この場合において、第二十九条及び第三十五条中「都道府県知事」とあるのは「通商産業大臣」と、第三十一条第一項及び第三十四条中「その届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「通商産業大臣」と、第三十一条第二項第一号中「住民票（法人にあっては、登記簿の謄本）」とあるのは「その旨を証する書類」と、同項第二号中「戸籍謄本」とあるのは「その旨を証する書類」と、同項第三号中「戸籍謄本」とあるのは「その旨を証する書類」と読み替えるものとする。

第五章　計量証明の事業

（事業の区分）
第三十八条　法第百七条の通商産業省令で定める事業の区分は、別表第四の第一欄に掲げるとおりとする。
（登録の申請）
第三十九条　法第百七条の登録を受けようとする者は、法第百八条により様式第六十による申請書をその申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
２　前項の申請書に法第百八条第五号ロに掲げる者の氏名及びその職務の内容を記載する場合にあっては、その申請書に当該事業に係る計量管理を主たる職務とする者が第四十条第三項に規定する条件に適合する知識経験を有する者であることを証する書面を添えなければならない。
第四十条　法第百八条第四号の器具、機械又は装置であって、通商産業省令で定めるものは、別表第四の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げるとおりとする。
２　法第百八条第五号イの通商産業省令で定める計量士は、別表第四の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第四欄に掲げるとおりとする。
３　法第百八条第五号ロの通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、特定計量器の性能及び使用方法その他の当該計量証明に使用する器具、機械又は装置についての使用上必要な知識その他の当該計量証明に必要な知識経験を有する者として通商産業大臣が別に定める基準に適合していると認められる者とする。
（登録の基準）
第四十一条　法第百九条第一号の通商産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　計量証明に使用する器具、機械又は装置（次号に掲げるものを除く。）が、別表第四の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表の第三欄に掲げる数以上であること。
二　計量証明に使用する器具、機械又は装置が、船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶又は令第五条に掲げる特定計量器に該当するときは、当該計量証明に使用する器具、機械又は装置が当該計量証明の事業を適確に遂行するに足りるものであること。
（登録簿）
第四十二条　都道府県知事は、計量証明の事業の登録簿を備え、これに次の事項を記録しなければならない。
一　登録の年月日及び登録番号
二　法第百八条第一号から第五号までに掲げる事項
三　法第百十条第二項又は第百十一条の規定による命令をしたときは、その命令の内容
四　法第百十三条の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及びその期間
（事業規程）

第四十三条　法第百十条第一項の通商産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
　一　計量証明の対象となる分野に関する事項
　二　計量証明を実施する組織に関する事項
　三　計量証明の基準となる計量の方法に関する事項
　四　計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
　五　計量証明書の発行に関する事項
　六　計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項
　七　前各号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項
（登録証の交付）
第四十四条　都道府県知事は、法第百七条の登録をしたときは、その申請者に登録証を交付する。
２　登録証には、次の事項を記載しなければならない。
　一　登録の年月日及び登録番号
　二　氏名又は名称及び住所
　三　事業の区分
　四　事業所の所在地
（変更の届出等）
第四十五条　計量証明事業者は、法第百十四条において準用する法第六十二条第一項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式第六十一による届出書を登録した都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、登録証に記載された事項に変更があったときは、当該届出書にその登録証を添えて提出し、訂正を受けなければならない。
２　都道府県知事は、前項の規定により提出された登録証を訂正したときは、その登録証の裏面に、登録証を訂正した年月日及び訂正した登録証に記載された事項を記入するものとする。
（登録証の再交付）
第四十六条　計量証明事業者は、登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、様式第六十二による申請書に、その登録証（登録証を失ったときは、その事実を記載した書面）を添えて、登録をした都道府県知事に提出し、その再交付を受けることができる。
２　都道府県知事は、前項の規定により登録証を再交付するときは、再交付する登録証の裏面に、再交付する年月日及び再交付する旨を記入するものとする。
（登録証の返納）
第四十七条　計量証明事業者は、法第百十二条の規定により登録が失効し、又は法第百十三条の規定により登録が取り消され、若しくは事業の停止の命令を受けたときは、遅滞なく、その登録証を登録をした都道府県知事に返納しなければならない。
２　都道府県知事は、法第百十三条の規定により事業の停止の命令を受けた者であって、当該停止の期間が満了した者に対し、前項の規定により返納された登録証を返還するものとする。
（登録簿の謄本の交付及び閲覧）
第四十八条　登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、様式第六十三による請求書を都道府県知事に提出しなければならない。
（準用）
第四十九条　第三十一条第二項及び第三十四条の規定は、計量証明事業者に準用する。この場合において、第三十一条第二項中「法第六十一条」とあるのは「法第百十四条において準用する法第六十一条」と、「法第六十二条第二項」とあるのは「法第百十四条において準用する法第六十二条第二項」と、第三十四条中「法第六十五条」とあるのは「法第百十四条において準用する法第六十五条」と、「工場又は事業場の所在地を管轄する」とあるのは「登録をした」と読み替えるものとする。

第六章　計量士

第一節　登録

（計量士の区分）
第五十条　法第百二十二条第二項の通商産業省令で定める計量士の区分は、次のとおりとする。
一　濃度に係る計量士（以下「環境計量士（濃度関係）」という。）
二　音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量士（以下「環境計量士（騒音・振動関係）」という。）
三　前二号に掲げる物象の状態の量以外のものに係る計量士（以下「一般計量士」という。）
（登録の条件）
第五十一条　法第百二十二条第二項第一号の通商産業省令で定める条件は、次のとおりとする。
一　環境計量士（濃度関係）にあっては、次のいずれかに該当すること。
イ　濃度に係る計量に関する実務に一年以上従事していること。
ロ　第百十九条第五号に規定する環境計量講習（濃度関係）を修了していること。
ハ　薬剤師の免許を受けていること。
ニ　職業訓練指導員免許（免許職種が化学分析科であるものに限る。）を受けていること。
ホ　職業能力開発校（訓練科が化学系化学分析科であるものに限る。）を修了していること。
ヘ　技能検定のうち、検定職種を化学分析（等級の区分が一級又は二級のものに限る。）又は産業洗浄（実技試験の科目を化学洗浄作業とするものに限る。）とするものに合格していること。
ト　技術士（衛生工学部門に係る登録を受けている者に限る。）の登録を受けていること。
二　環境計量士（騒音・振動関係）にあっては、次のいずれかに該当すること。
イ　音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量に関する実務に一年以上従事していること。
ロ　第百十九条第六号に規定する環境計量講習（騒音・振動関係）を修了していること。
ハ　職業訓練指導員免許（免許職種が公害検査科であるものに限る。）を受けていること。）
ニ　職業能力開発校（訓練科が化学系公害検査科であるものに限る。）を修了していること。
ホ　技術士（物理及び化学を選択科目とする応用理学部門に係る本試験に合格した者に限る。）の登録を受けていること。
三　一般計量士にあっては、計量に関する実務に一年以上従事していること。
２　法第百二十二条第二項第二号の通商産業省令で定める条件は、次のとおりとする。
一　環境計量士（濃度関係）にあっては、濃度に係る計量に関する実務に二年以上従事し、かつ、次のいずれかに該当すること。
イ　第百十九条第三号に規定する環境計量特別教習（濃度関係）を修了していること。
ロ　薬剤師の免許を受けていること。
ハ　職業訓練指導員免許（免許職種が化学分析科であるものに限る。）を受けていること。
ニ　職業能力開発校（訓練科が化学系化学分析科であるものに限る。）を修了していること。
ホ　技能検定のうち、検定職種を化学分析（等級の区分が一級又は二級のものに限る。）又は産業洗浄（実技試験の科目を化学洗浄作業とするものに限る。）とするものに合格していること。
二　環境計量士（騒音・振動関係）にあっては、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量に関する実務に二年以上従事し、かつ、次のいずれかに該当すること。
イ　第百十九条第四号に規定する環境計量特別教習（騒音・振動関係）を修了していること。
ロ　職業訓練指導員免許（免許職種が公害検査科であるものに限る。）を受けていること。
ハ　職業能力開発校（訓練科が化学系公害検査科であるものに限る。）を修了していること。
三　一般計量士にあっては、計量に関する実務に五年以上従事していること。
３　前二項各号に規定する計量に関する実務は、次のいずれかに該当するものとする。
一　特定計量器の検定業務
二　基準器検査の業務
三　計量に関する取締りの業務
四　計量管理の業務又は計量管理に関する指導の業務
五　計量器の製造又は修理に関する技術者としての業務
【注】本条一、二項一部改正、平成十一年三月三十日公布（同日施行）、通商産業省令第二十六号

（計量教習所の課程）
第五十二条　法第百二十二条第二項第二号に規定する計量教習所の課程は、環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）の区分にあっては第百十九条第一号に規定する一般計量教習、一般計量士の区分にあっては同条第一号に規定する一般計量教習及び同条第二号に規定する一般計量特別教習とする。
（計量行政審議会の認定）
第五十三条　法第百二十二条第二項第二号の規定により計量行政審議会の認定を受けようとする者は、様式第六十四による申請書に、様式第六十五による履歴書及び第五十一条第二項各号の条件に適合することを証する書面を添えて、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して計量行政審議会の会長に提出しなければならない。
２　計量行政審議会の会長は、前項の申請書を受理した場合において、計量行政審議会が法第百二十二条第二項第一号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めたときは、計量士資格認定証を交付する。
（計量士資格認定証の再交付）
第五十三条の二　前条第一項の認定を受けた者がやむを得ない事由により、その計量士資格認定証を汚し、損じ、又は失ったときは、その再交付を受けることができる。
２　計量士資格認定証の再交付を受けようとする者は、様式第六十四の二による申請書をその住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して計量行政審議会の会長に提出しなければならない。
【注】本条（追加）一部改正、平成八年十二月十六日公布、通商産業省令第七十八号

（登録）
第五十四条　法第百二十二条第一項の規定により計量士の登録を受けようとする者は、様式第六十六による申請書に、様式第六十五による履歴書を添えて、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して通商産業大臣に提出しなければならない。ただし、計量士国家試験に合格した者にあっては、第五十一条第一項各号の条件に適合することを証する書面及び合格証書の写し、計量行政審議会の認定を受けた者にあっては計量士資格認定証の写しを添えなければならない。
２　法第百二十二条第二項の通商産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　登録の年月日及び登録番号
二　計量士の区分
三　計量士国家試験の合格年月日又は計量行政審議会の認定年月日
【注】本条一部改正、平成八年十二月十六日公布、通商産業省令第七十八号
（登録簿）
第五十五条　通商産業大臣は、計量士の区分ごとに氏名、生年月日及び前条第二項各号に掲げる事項を記載した計量士登録簿を備えなければならない。
（登録証の交付）
第五十六条　通商産業大臣は、計量士の登録をしたときは、その申請者に計量士登録証を交付する。
２　計量士登録証には、氏名、生年月日及び第五十四条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を記載しなければならない。
（登録証の訂正）
第五十七条　計量士は、その氏名に変更があったときは、遅滞なく、様式第六十七による申請書に計量士登録証を添えて、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して通商産業大臣に提出し、計量士登録証の訂正を受けなければならない。
（登録証の再交付）
第五十八条　計量士は、計量士登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、様式第六十八による申請書に、その計量士登録証（計量士登録証を失ったときは、その事実を記載した書面）を添えて、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して通商産業大臣に提出し、その再交付を受けることができる。
（登録の取消し等）
第五十九条　通商産業大臣は、法第百二十三条の規定により計量士の登録を取り消し、又は計量士の名

称の使用の停止を命じたときは、理由を付して、その旨を取消し又は停止の処分を受けた者及びその者の住所又は勤務地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（登録証の返納）

第六十条　計量士は、法第百二十三条の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、その計量士登録証をその住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して通商産業大臣に返納しなければならない。

（登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求）

第六十一条　登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、様式第六十九による請求書をその請求者の住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して通商産業大臣に提出しなければならない。

（申請書等の写しの提出）

第六十二条　第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十七条又は第五十八条の規定により申請書を提出する者は、その申請書及び附属する書類の写しをその住所又は勤務地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第二節　計量士国家試験

（試験区分及び試験科目等）

第六十三条　計量士国家試験（以下この章において「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験区分に応じ、同表の下欄に掲げる試験科目について、筆記試験により行う。

試験区分	試験科目
環境計量士（濃度関係）	一　環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び化学に関する基礎知識） 二　化学分析概論及び濃度の計量 三　計量関係法規 四　計量管理概論
環境計量士（騒音・振動関係）	一　環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び物理に関する基礎知識） 二　音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量 三　計量関係法規 四　計量管理概論
一般計量士	一　計量に関する基礎知識 二　計量器概論及び質量の計量 三　計量関係法規 四　計量管理概論

２　前項の表の上欄に掲げる試験区分のうち一の試験区分の試験に合格した者に対しては、その者の願いにより、他の試験区分の試験において計量関係法規及び計量管理概論の試験科目を免除することができる。

（試験委員）

第六十四条　試験に関する事務をつかさどらせるため、通商産業省に計量士国家試験委員を置く。

（試験場所等の告示）

第六十五条　試験の場所、日時、受験の願書の提出期限その他必要な事項は、試験を行う三月前までに告示する。

（受験の申請）

第六十六条　試験を受けようとする者は、計量士国家試験願書を通商産業大臣に提出しなければならな

い。
２　第六十三条第二項の規定により試験科目の免除を受けようとする者は、前項の願書に、既に合格した試験区分の試験についての合格証書の写しを添えなければならない。
【注】一部改正、平成十一年十月十二日公布、通商産業省令第九十二号

（受験の停止等）
第六十七条　通商産業大臣は、試験に関して不正行為があったときは、当該不正行為に関係のある者について、当該受験を停止し、若しくは無効とし又は期限を定めて試験を受けさせないことができる。
（合格証書の授与）
第六十八条　通商産業大臣は、試験の合格者について、合格証書を授与する。
（合格証書の再交付）
第六十八条の二　試験の合格者がやむを得ない事由により、その合格書を汚し、損じ、又は失ったときは、その再交付を受けることができる。
２　合格書の再交付を受けようとする者は、様式第七十一による申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
【注】本条（追加）一部改正、平成八年十二月十六日公布、通商産業省令第七十八号

第六十九条　試験の合格者の受験番号は、官報で告示する。
（受験の手数料）
第七十条　試験を受験しようとする者が納めた手数料は、受験しないときであっても返還しない。
（合格証明書の交付）
第七十一条　削除
【注】本条（削除）一部改正、平成八年十二月十六日公布、通商産業省令第七十八号

第七章　適正計量管理事業所

（指定の申請）
第七十二条　法第百二十七条第一項の指定を受けようとする者は、同条第二項により、様式第七十二による申請書を、事業所ごとに、国の事業所にあっては当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）を経由して当該事業所の所在地を管轄する通商産業局長に、その他の事業所にあっては当該事業所の所在地が特定市町村の区域にある場合に限り特定市町村の長を経由して当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
２　前項の申請書の作成については、同一の都道府県又は特定市町村の区域内に二以上の事業所を有する者は、それらの事業所を一括して行うことができる。
３　第一項の申請書の作成については、その構成員のすべての事業所につき、同一の計量士が計量管理を行うこととされている団体の構成員は、共同して行うことができる。
（計量管理の方法に関する事項）
第七十三条　法第百二十七条第二項第五号の通商産業省令で定める計量管理の方法に関する事項は、次のとおりとする。
一　計量管理を実施する組織
二　使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期
三　使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法
四　計量の方法及び量目の検査の実施の方法及び時期
五　その他計量管理を実施するため必要な事項
（計量管理の方法の検査等）
第七十四条　都道府県知事又は特定市町村の長は、法第百二十七条第三項の規定により第七十二条の申請書に記載されている当該事業所における計量管理の方法について検査を行った場合であって、その申

請書が国の事業所に係るものであるときは、その結果に基づいて様式第七十三による検査書を作成し、これをその申請書に添えて、当該都道府県又は当該特定市町村の区域を管轄する通商産業局長に送付するものとする。
２　特定市町村の長は、法第百二十七条第三項の規定により第七十二条の申請書に記載されている当該事業所における計量管理の方法についての検査を行った場合であって、その申請書が国の事業所以外の事業所に係るものであるときは、その結果に基づいて様式第七十三による検査書を作成し、これをその申請書に添えて、当該特定市町村の区域を管轄する都道府県知事に送付するものとする。

（指定の基準）

第七十五条　法第百二十八条第一号の通商産業省令で定める計量士は、次のとおりとする。
一　令第二条第十五号及び第十六号に掲げる特定計量器については、環境計量士（騒音・振動関係）
二　令第二条第十七号イからルまでに掲げる特定計量器については、環境計量士（濃度関係）
三　前号に掲げる特定計量器以外のものについては、一般計量士
２　法第百二十八条第一号の検査は、次の基準を満たすものとする。
一　令第五条又は令第二十九条の別表第五の上欄に掲げる特定計量器であって、令第五条に掲げるもの以外のものについては、法第十九条第二項（計量証明事業者にあっては、法第百十六条第二項）に定めるところにより行うものであること。
二　前号に掲げるもの以外の特定計量器（令第五条に掲げるものを除く。）については、その性能が法第百五十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するかどうか及びその器差が同項第二号の通商産業省令で定める使用公差を超えないかどうかの検査を、同条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法により行うものであること。この場合において、特定計量器検定検査規則第六十七条中「基準器又は第二十条で規定する標準物質」とあるのは、「基準器若しくは標準物質又は法第百四十四条第一項の認定事業者が特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質を用いて定期的に校正等を行った計量器又は標準物質であって当該基準器若しくは標準物質と同じ又はより高い精度のもの」と読み替えるものとする。
３　法第百二十八条第二号の通商産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　当該事業所にその従業員であって適正な計量管理を行うために必要な業務を遂行することを職務とする者（以下「適正計量管理主任者」という。）が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていること又は当該事業所に専ら計量管理を職務とする従業員であって計量士の資格を有する者が必要な数だけ置かれ、適正な計量管理が行われていること。
二　当該事業所における適正計量管理主任者及び従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士により計画的に量目の検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目の検査及び特定計量器の検査を定期的に行っていること。
三　当該事業所の計量管理を行う計量士の指導の下に当該事業所における計量管理の内容及び方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。
四　その他適正な計量管理を行うため、次の事項を遵守するものであること。
イ　当該事業所における計量管理を行う計量士が、その職務を誠実に行うこと。
ロ　申請者は、計量管理に関し、計量士のその職務を行う上での意見を尊重すること。
ハ　当該事業所の従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従うこと。

（指定の通知）

第七十六条　通商産業局長又は都道府県知事は、法第百二十七条第一項の規定により適正計量管理事業所の指定を行ったときは、その旨を申請者及びその事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に通知するものとする。

（帳簿の記載）

第七十七条　法第百二十七条第一項の指定を受けた者は、法第百二十九条の規定により、次の各号に掲げる事項について記載した帳簿を事業所ごとに備えなければならない。
一　法第百二十八条第一号の検査を行った年月日
二　前号の検査を行った計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分

三　第一号の検査を行った特定計量器の種類及び数並びにその検査の結果及び行った措置の内容
２　法第百二十七条第一項の指定を受けた者は、法第百二十八条第一号の検査を行った後、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
３　法第百二十九条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して、三年とする。
（電磁的方法による保存）
第七十七条の二　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第八十六条の二において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第百二十九条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
２　前項の規定による保存をする場合には、通商産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
【注】本条追加、平成九年三月二十五日、通商産業省令第三十号

（標識）
第七十八条　法第百三十条の通商産業省令で定める様式の標識は、次のとおりとする。

（図５　付録の図版を参照）

（指定の取消し）
第七十九条　通商産業局長又は都道府県知事は、法第百三十二条の規定により指定を取り消したときは、その旨を当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に通知するものとする。
（写しの提出）
第八十条　法第百二十七条第二項又は第百三十三条において準用する法第六十二条第一項及び第六十五条の規定により通商産業局長又は都道府県知事に申請書又は届出書を提出する者は、その写しを経由する都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。
（準用）
第八十一条　第三十一条及び第三十四条の規定は、法第百二十七条第一項の指定を受けた者に準用する。この場合において、第三十一条及び第三十四条中「その届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「国の事業所にあっては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）を経由して当該事業所の所在地を管轄する通商産業局長に、その他の事業所にあっては、当該事業所の所在地が特定市町村の区域にある場合に限り特定市町村の長を経由して当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事」と、第三十一条第一項中「法第六十二条第一項」とあるのは「法第百三十三条において準用する法第六十二条第一項」と、同条第二項中「法第六十一条」とあるのは「法第百三十三条において準用する法第六十一条」と、「法第六十二条第二項」とあるのは「法第百三十三条において準用する法第六十二条第二項」と、第三十四条中「法第六十五条」とあるのは「法第百三十三条において準用する法第六十五条」と読み替えるものとする。

第八章　計量器の校正等

第一節　特定標準器による校正等

（証明書）

第八十二条　法第百三十六条第一項の通商産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第百三十六条第一項の証明書（以下この節において「証明書」という。）である旨の表記

二　証明書の発行番号及び発行年月日

三　証明書を発行した者の名称

四　特定標準器による校正等の依頼をした者の氏名又は名称及び住所

五　特定標準器による校正等を行った計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番号

六　特定標準器による校正等により得られた値

七　特定標準器による校正等の方法及び実施条件

八　特定標準器による校正等の実施年月日

２　法第百三十六条第一項の通商産業省令で定める標章は、次のとおりとする。

（図６　付録の図版参照）

（指定の申請）

第八十三条　法第百三十八条の規定により指定を受けようとする者は、様式第七十四による申請書に次の書類を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画及び収支予算書

四　次の事項を記載した書面

イ　特定標準器による校正等の業務（以下「校正業務」という。）に類似する業務の実績

ロ　校正業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ　校正業務を行う施設の概要

ニ　校正業務を行う組織に関する事項

ホ　役員の氏名及び略歴並びに社団法人にあっては社員の氏名又は名称

ヘ　校正業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

（変更の届出）

第八十四条　指定校正機関は、指定校正機関又は特定標準器による校正等を行う事業所の名称又は前条第四号ロからヘまでの記載事項を変更したときは、遅滞なく、様式第七十五による届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（業務規程）

第八十五条　指定校正機関は、法第百四十二条において準用する法第三十条第一項の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第七十六による申請書に業務規程を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

２　法第百四十二条において準用する法第三十条第二項の通商産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　校正業務の範囲に関する事項
二　校正業務を行う時間及び休日に関する事項
三　校正業務を行う場所に関する事項
四　手数料の収納の方法に関する事項
五　証明書の発行に関する事項
六　特定標準器による校正等の実施記録及び証明書の記載内容及び保存に関する事項
七　校正業務に従事する者の教育及び訓練に関する事項
八　校正業務に従事する者の配置に関する事項
九　特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質の管理及び精度維持に関する事項その他校正業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有していることを定期的に確認する方法に関する事項
十　前各号に掲げるもののほか校正業務に関し必要な事項
３　指定校正機関は、法第百四十二条において準用する法第三十条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七十七による申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
（帳簿の記載）
第八十六条　法第百四十二条において準用する法第三十一条の通商産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　特定標準器による校正等の依頼をした者の氏名又は名称
二　特定標準器による校正等の依頼を受けた年月日及び受付番号
三　特定標準器による校正等の依頼内容
四　特定標準器による校正等の依頼に係る計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番号
五　特定標準器による校正等を行った年月日
六　特定標準器による校正等を行った者の氏名
七　証明書の発行番号及び発行年月日
２　指定校正機関は、特定標準器による校正等を行った後、遅滞なく、前項に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
３　法第百四十二条において準用する法第三十一条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して、五年とする。
（電磁的方法による保存）
第八十六条の二　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第百四十二条において準用する法第三十一条の規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
２　前項の規定による保存をする場合には、通商産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
【注】本条追加、平成九年三月二十五日、通商産業省令第三十号

（業務の休廃止）
第八十七条　指定校正機関は、法第百四十二条において準用する法第三十二条の規定により校正業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、様式第七十八による申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
（事業所の変更の届出）
第八十八条　指定校正機関は、法第百四十二条において準用する法第百六条第二項の規定により校正業務を行う事業所の所在地の変更の届出をしようとするときは、様式第七十九による届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。
（手数料の認可等）
第八十九条　日本電気計器検定所又は指定校正機関は、法第百五十八条第二項の規定による手数料の認

可を受けようとするときは、様式第八十による申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

第二節　特定標準器以外の計量器による校正等

（事業の区分）
第九十条　法第百四十三条の通商産業省令で定める事業の区分は、次のとおりとする。
一　長さ
二　体積
三　質量
四　力
五　圧力
六　粘度
七　時間
八　流量
九　熱量
十　電流、電圧、起電力、静電容量、インダクタンス、電気抵抗、電気のコンダクタンス、インピーダンス、電力及び電力量
十一　磁界の強さ、起磁力及び磁束密度
十二　電磁波の減衰量及び電磁波の電力密度
十三　温度
十四　光度、放射強度、光束、輝度及び照度
十五　音圧レベル
十六　振動加速度レベル
十七　中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量及び線量当量率
十八　硬さ
十九　衝撃値
二十　湿度
二十一　標準物質
（認定の申請）
第九十一条　法第百四十三条の規定により認定を受けようとする者は、様式第八十一による申請書に次の書類を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。
一　民法第三十四条の規定により設立された法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びに申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画
二　前号以外の者にあっては、事業概況書
三　申請に係る計量器又は標準物質に係る法第百三十六条第一項の証明書の写し
四　計量器の校正等の実施の方法を定めた書面
五　次の事項を記載した書面
イ　計量器の校正等の事業（以下「校正事業」という。）に類似する事業の実績
ロ　校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
ハ　校正事業を行う施設の概要
ニ　校正事業を行う組織に関する事項
ホ　校正事業に従事する者の氏名及び当該者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績
（変更の届出）
第九十二条　認定事業者は、認定事業者又は計量器の校正等を行う事業所の名称又は前条第四号及び第五号ロからホまでの記載事項を変更したときは、遅滞なく、様式第八十二による届出書を通商産業大臣

に提出しなければならない。

（校正等の期間）

第九十三条　法第百四十三条第一号の通商産業省令で定める期間は、特定標準器による校正等を行った日の翌月の一日から一年とする。ただし、通商産業大臣が定める特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質にあっては、それぞれ別に定める期間とする。

（証明書）

第九十四条　法第百四十四条第一項の通商産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第百四十四条第一項の証明書（以下この節において「証明書」という。）である旨の表記
二　証明書の発行番号及び発行年月日
三　証明書を発行した者の氏名又は名称及び住所
四　計量器の校正等の依頼をした者の氏名又は名称及び住所
五　計量器の校正等を行った計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番号
六　計量器の校正等により得られた値
七　計量器の校正等の方法及び実施条件
八　計量器の校正等の実施年月日

２　法第百四十四条第一項の通商産業省令で定める標章は、次のとおりとする。

（図７　付録の図版を参照）

（廃止の届出）

第九十五条　認定事業者は、法第百四十六条において準用する法第六十五条の規定により認定に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、様式第八十三による届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

第九章　雑則

第一節　報告

第九十六条　次の表の報告義務者の欄に掲げる者は、同表の区分により、報告書を四月に始まる毎年度につき作成し、提出しなければならない。

報告義務者	提出すべき報告書	提　出　先	提出期限
一　法第二十五条第一項及び法第百二十条第一項の規定による検査を行う計量士	様式第八十四による報告書	その検査をした場所を管轄する都道府県知事（法第二十五条第一項の検査にあっては、都道府県知事又は特定市町村の長）	当該年度終了後三十日を経過する日まで
二　届出製造事業者	様式第八十五（指定製造事業者にあっては様式第八十六）による報告書	通商産業大臣（電気計器に係る場合であって当該電気計器の製造の事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の通商産業局の管轄区域内のみにあるものにあっては通商産業局長）。ただし、電気計	当該年度終了後三十日を経過する日まで

		器以外の特定計量器に係る場合にあっては、その事業に係る主たる工場若しくは事業場又は事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由し、かつ、当該報告書の写し一通を当該都道府県知事に提出しなければならない。	
三　届出修理事業者	様式第八十七による報告書	電気計器に係る場合にあっては通商産業大臣（当該電気計器の修理の事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の通商産業局の管轄区域内のみにあるものにあっては通商産業局長）、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあっては届出をした都道府県知事。	当該年度終了後三十日を経過する日まで
四　令第十四条に掲げる特定計量器の輸入の事業を行う者	様式第八十八による報告書	その主たる事業場の所在地を管轄する都道府県知事	当該年度終了後三十日を経過する日まで
五　指定製造者	指定を受けた工場又は事業場ごとに作成した様式第八十九による報告書	その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事	当該年度終了後三十日を経過する日まで
六　計量証明事業者	登録を受けた事業所ごとに作成した様式第九十による報告書	その登録をした都道府県知事	当該年度終了後三十日を経過する日まで
七　適正計量管理事業所の指定を受けた者	指定を受けた事業所ごとに作成した様式第九十一による報告書	国の事業所についてはその事業の所在地を管轄する都道府県は特定市町村の長を経由して通商産業局長に、その他の事業所についてはその所在地を管轄する都道府県知事。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところによるものとする。 一　国以外の事業所であってもその所在地が特定市町村の区域内にある場合　当該特定市町村の長を経由して提出しなければならない。 二　都道府県知事又は特定市町村の長を経由して提出する場合　その写し一通を当該都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。	当該年度終了後三十日を経過する日まで
八　認定事業者	様式第九十二による報告書	通商産業大臣	当該年度終了後六十日を経過する日ま

【注】本条改正、平成十年三月二十七日公布、通商産業省令第二十六号

第九十七条から百二条まで削除
【注】本条改正、平成十年三月二十七日公布、通商産業省令第二十六号

（特定計量器の分類等）
第百三条　様式第八十四から様式第八十八まで、及び様式第九十一に記載すべき特定計量器の種類は、通商産業大臣が別に定める分類によるものとする。

第二節　立入検査

（身分を示す証明書）
第百四条　法第百四十八条第四項の身分を示す証明書は、様式第九十三によるものとする。

第三節　計量行政審議会

（任期）
第百五条　会長及び委員の任期は、二年とする。
（勤務）
第百六条　会長及び委員は、非常勤とする。
（会長）
第百七条　会長は、計量行政審議会（以下この節において「審議会」という。）の会務を総理する。
２　会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
（委員）
第百八条　通商産業大臣は、任期中の委員であっても解任することができる。
２　委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（専門委員）
第百九条　審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
３　専門委員の任期は二年とする。ただし、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
４　専門委員は、非常勤とする。
（会議）
第百十条　会長は、審議会の会議を召集する。
２　委員の三分の一以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の召集の請求があったときは、会長は、会議を召集しなければならない。
３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
４　会長は、議長として会議の議事を整理する。
５　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
６　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の開陳又は説明をさせることができる。
７　委員は、会議に出席することができない場合であっても、議長の許可を受けたときは、会議において、その意見を文書により開陳することができる。
（部会）
第百十一条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
３　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
４　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
５　前条の規定は、部会に準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替える

ものとする。
（庶務）
第百十二条　審議会の庶務は、通商産業省機械情報産業局総務課計量行政室において処理する。
（雑則）
第百十三条　この省令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第四節　公示

（公示の方法）
第百十四条　法第百五十九条第一項各号の規定による公示は、告示によって行う。

第五節　計量調査官

（資格）
第百十五条　法第百六十五条の通商産業省令で定める資格は、次のとおりとする。
一　通商産業省機械情報産業局総務課計量行政室の室長又は職員であること。
二　不服申立てに関する事務に従事するために必要な知識を有すること。

第六節　計量教習所

（所在地）
第百十六条　計量教習所は、東京都に置く。
（組織）
第百十七条　計量教習所に所長一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び職員若干名を置く。
２　所長は、通商産業大臣の命を受けて、所務をつかさどる。
３　職員は、所長の命を受けて、所務を処理する。
【注】本条一部（一項）改正、平成九年七月一日、通商産業省令第一〇〇号

（講師）
第百十八条　計量教習所における技術及び実務の教授（以下この節において「教習」という。）は、通商産業大臣が指名する通商産業省の職員及び通商産業大臣が学識経験のある者のうちから委嘱した講師が行う。
２　講師には、予算の範囲内で手当を支給することができる。
（教習の種類及び期間）
第百十九条　計量教習所が行う教習の種類は次の表の上欄に掲げるとおりとし、その期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

一　一般計量教習	三月
二　一般計量特別教習	二月
三　環境計量特別教習（濃度関係）	七週
四　環境計量特別教習（騒音・振動関係）	二週
五　環境計量講習（濃度関係）	一週
六　環境計量講習（騒音・振動関係）	一週
七　短期計量教習	一月

八　特定教習	二月以内

（受講資格）
第百二十条　計量教習所の教習を受講できる者は、次の各号のとおりとする。
一　一般計量教習を受講できる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者、大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による資格検定合格者又は通商産業大臣がこれと同等以上の学力を有する者と認めた者のうち、入所試験に合格した者とする。
二　一般計量特別教習を受講できる者は、一般計量教習を修了した者とする。
三　環境計量特別教習（濃度関係）又は環境計量特別教習（騒音・振動関係）を受講できる者は、一般計量教習を修了した者とする。
四　環境計量講習（濃度関係）又は環境計量講習（騒音・振動関係）を受講できる者は、環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（騒音・振動関係）の計量士国家試験に合格した者とする。
五　短期計量教習を受講できる者は、令第三十二条に規定する職員であって、学校教育法による高等学校を卒業した者、大学入学資格検定規程による資格検定合格者又は通商産業大臣がこれと同等以上の学力を有する者と認めた者とする。
六　特定教習を受講できる者は、当該特定教習の実施に際し、所長が必要と認めた者とする。
（編入）
第百二十一条　短期計量教習を修了した者であって、入所試験に合格し、実務の経験その他必要な事項について所長が適当と認めた者は、一般計量教習に編入することができる。
（教習の実施）
第百二十二条　教習は、学科及び実習について行う。ただし、通商産業大臣が特に認めるときは、教習を行わないことができる。
２　通商産業大臣は、教習（短期計量教習及び特定教習を除く。）の実施時期、科目、受講手続、入所試験その他教習に関する必要事項を告示するものとする。
３　一般計量教習は、毎年、四月から七月まで及び九月から十二月までの時期において行う。ただし、通商産業大臣が特に認めるときは、この限りでない。
４　所長は、短期計量教習の実施時期、教習を受講させる者の予定数、短期計量教習受講申請書の提出期日、教習内容の概要その他受講に関し必要な事項を、教習開始の二月前までに都道府県知事及び特定市町村の長に通知する。
５　所長は、特定教習の実施に際し、受講に関し必要な事項を関係者に通知する。
（受講の申請）
第百二十三条　環境計量特別教習（濃度関係）、環境計量特別教習（騒音・振動関係）、環境計量講習（濃度関係）又は環境計量講習（騒音・振動関係）を受講しようとする者は、様式第九十四による申請書に、様式第六十五による履歴書及び写真を添えて、所長に提出しなければならない。
２　環境計量講習（濃度関係）又は環境計量講習（騒音・振動関係）を受講しようとする者は、前項の規定によるもののほか、環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（騒音・振動関係）の計量士国家試験の合格証書の写しを添えて、所長に提出しなければならない。
３　短期計量教習を受講しようとする者は、様式第九十五による短期計量教習受講申請書に、様式第六十五による履歴書、写真及び第百二十条第五号に規定する者に該当することを証する書面を添えて、所長に提出しなければならない。ただし、短期計量教習を修了したものであって、一般計量教習に編入しようとする者にあっては、この限りでない。
４　特定教習を受講しようとする者は、所長の指示に従い、必要な書類等を所長に提出しなければならない。
（入所試験）
第百二十四条　入所試験を受験しようとする者は、様式第九十六による入所試験受験願書に、様式第六十五による履歴書及び写真を添えて、所長に提出しなければならない。

２　入所試験を受験しようとする者のうち、短期計量教習を修了した者であって、一般計量教習に編入しようとする者にあっては、第一項の規定によるものに、短期計量教習の修了証書の写しを添付しなければならない。

（受講の決定）

第百二十五条　所長は、教習を受講させる者及びその時期を決定し、その旨を本人に通知する。

２　前項の通知を受けた者が、やむを得ない事由のため、教習を受講できないときは、様式第九十七による受講変更申請書を所長に提出しなければならない。

３　所長は、前項の受講変更申請書の提出を受けたときは、必要に応じ、教習の時期を変更し、本人に通知するものとする。

（教習の委託）

第百二十六条　通商産業大臣は、所長の申請により、必要があると認めるときは、学校その他の教育研究機関、国又は地方公共団体の機関、計量器を使用する工場等に教習の一部を委託することができる。

（休業日）

第百二十七条　次に掲げる日は、教習を行わない。

一　行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日

二　前号に掲げる日のほか、一教習の期間につき合計三日以内において所長が定める日

（休学又は退所）

第百二十八条　計量教習所において教習を受講する者（以下「教習生」という。）が休学し、又は退所しようとするときは、所長の許可を受けなければならない。

２　所長は、教習の課程において、教習生が教習を受講するにふさわしくない者と認めるときは、当該教習生を退所させることができる。

（修了試験）

第百二十九条　教習においては、教習科目について、筆記試験又は口述試験による修了試験を行うものとする。

（修了証書）

第百三十条　所長は、平素の成績及び修了試験の結果に基づき教習を修了したと認める教習生には、修了証書を授与する。

（再教習）

第百三十一条　第百二十八条の規定により教習を修了することができなかった教習生は、所長の許可を受けて、次の時期以後の教習を再度受講することができる。

（受講料）

第百三十二条　一般計量教習又は一般計量特別教習を受講しようとする者であって、通商産業省、都道府県又は特定市町村の職員以外の者は、受講料として毎月四万七千四百円を納めなければならない。

２　環境計量特別教習（濃度関係）又は環境計量特別教習（騒音・振動関係）を受講しようとする者であって、通商産業省、都道府県又は特定市町村の職員以外の者は、受講料として、環境計量特別教習（濃度関係）にあっては二十万八千円、環境計量特別教習（騒音・振動関係）にあっては六万四千六百円を納めなければならない。

３　環境計量講習（濃度関係）を受講しようとする者は、受講料として九万千五百円を、環境計量講習（騒音・振動関係）を受講しようとする者は、受講料として五万八千円を納めなければならない。

４　納められた受講料は、返還しない。

【注】本条一部改正、平成九年三月二十五日、通商産業省令第三十号

（一部の教習）

第百三十三条　一般計量教習における学科又は実習の一部の教習を受講しようとする者は、所長の許可を受けて、当該学科又は実習につき、一部教習を受講することができる。

２　前項の許可を受けようとする者は、様式第九十八による申請書に様式第六十五による履歴書及び写真を添えて、所長に提出しなければならない。

３　第一項の許可を受け一部の教習を受講する者であって、通商産業省、都道府県又は特定市町村の職員以外の者は、受講料として、学科又は実習一科目につき毎月二万三千七百円を納めなければならない。
【注】本条一部改正、平成九年三月二十五日、通商産業省令第三十号

（雑則）
第百三十四条　この省令に定めるもののほか、計量教習所に関し必要な事項は、所長が定めることとする。
（聴聞）
第百三十五条　法に基づいて都道府県知事又は令第四条で定める特定市町村の長が行う不利益処分に係る聴聞の手続については、通商産業省聴聞手続規則（平成六年通商産業省令第六十二号）第二条から第十四条までの規定を準用する
【注】本条追加、平成六年九月三十日公布、通商産業省令第六十六号

第八節　フレキシブルディスクによる手続

（フレキシブルディスクによる手続）
第百三十六条　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第九十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第三十七条第一項の申請書	様式第百
第三十七条第三項で準用する第三十一条第一項の届出書	様式第百一
第三十七条第三項で準用する第三十四条の届出書	様式第百二
第六十八条の二第二項の申請書	様式第百三
第八十三条の申請書及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類	様式第百四
第八十四条の届出書	様式第百五
第八十五条第一項の申請書及び業務規程	様式第百六
第八十五条第三項の申請書	様式第百七
第八十七条の申請書	様式第百八
第八十八条の届出書	様式第百九
第八十九条の申請書	様式第百十
第九十一条の申請書、同条第一号に掲げる事業計画並びに同条第二号、第四号及び第五号に掲げる添付書類	様式第百十一
第九十二条の届出書	様式第百十二
第九十五条の届出書	様式第百十三
第九十六条の表第八号に掲げる報告書	様式第百十四
第百二十三条第一項の申請書及び履歴書	様式第百十五
第百二十三条第三項の短期計量教習受講申請書及び履歴書	様式第百十六
第百二十四条第一項の入所試験受験願書及び履歴書	様式第百十七
第百二十五条第二項の受講変更申請書	様式第百十八
第百三十三条第二項の申請書及び履歴書	様式第百十九

【注】本条追加、平成十年三月二十七日公布、通商産業省令第二十六号

（フレキシブルディスクの構造）
第百三十七条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
（フレキシブルディスクの記録方式）
第百三十八条　第三十六条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格Ｘ六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格Ｘ六二二五に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式
三　文字の符号化表現については、日本工業規格Ｘ〇二〇八付属書一に規定する方式
２　第百三十六条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格Ｘ〇二一一に規定する御制文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。
【注】本条追加、平成十年三月二十七日公布、通商産業省令第二十六号

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
第百三十九条　第百三十六条のフレキシブルディスクには、日本工業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一　提出者の氏名又は名称
二　提出年月日
【注】本条追加、平成十年三月二十七日公布、通商産業省令第二十六号

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。
（計量法施行規則の廃止）
第二条　計量法施行規則（昭和四十二年通商産業省令第八十号。以下「旧施行規則」という。）は、廃止する。
（濃度計の使用方法）
第三条　第三条の適用については、平成六年三月三十一日までは、第三条第一号中「法第百四十四条第一項の認定事業者が特定標準器による校正等をされた標準物質（以下「特定二次標準物質」という。）による標準物質の値付けを行ったもの」とあるのは「法第百四十四条第一項の認定事業者が特定標準器による校正等をされた標準物質（以下「特定二次標準物質」という。）による標準物質の値付けを行ったもの又は法第二条第六項で規定する標準物質」と、同条第二号中「特定二次標準物質による標準物質の値付けを行ったもの」とあるのは、「特定二次標準物質による標準物質の値付けを行ったもの又は法第二条第六項で規定する標準物質」とする。
（製造又は修理の事業）
第四条　タクシーメーターの届出製造事業者又は届出修理事業者についての第五条第一項の適用については、平成九年三月三十一日までは、別表第一の第一項中「タクシーメーター頭部検査用基準器」とあるのは、「タクシーメーター頭部検査用基準器又は通商産業大臣の認定したパルス発信装置（通商産業大臣が認定を受理している旨の証票（その証票に記載された試験を受けるべき日を経過していないものに限る。）が付されたものを含む。）」とする。
（修理の事業）
第五条　計量法（昭和二十六年法律第二百七号。以下「旧法」という。）第五十条第二項の届出をした同条第一項の販売事業者であって、法の施行の際現に当該届出に係る修理の事業を行っている者は、第十三条において準用する第五条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに修理の事業の届出をすることができる。

２　前項の届出をした者についての法第四十六条第一項第四号の器具、機械又は装置であって通商産業省令で定めるものは、次の表の上欄の事業の区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

修　理　の　事　業　の　区　分	検査のための器具、機械又は装置
一　次のいずれかの修理を行う事業 イ　棒はかりの懸垂皿、皿ひも、皿環、つりかぎ、つり環、取緒、取緒環若しくは不定量おもりのおもり糸若しくはおもり環の取替え若しくは補修又は目盛り標識の復元 ロ　ばね式指示はかり又は振子式指示はかりであって懸垂装置のあるものに係る次に掲げる修理 （１）指針の補修 （２）調子玉、懸垂皿、ラックおさえ、被計量物懸垂用つりかぎ又は衝撃防止装置の補修又は取替え （３）ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点の調整 ハ　定量おもりのおもり糸又はおもり環の補修又は取替え	基準分銅又は検定に合格した分銅であって、十ミリグラムから二十キログラムまでの質量を計ることができる組合せのもの及びひょう架その他の懸垂装置
二　次のいずれかの修理を行う事業 イ　てんびんの覆い箱若しくはその部品又は水平器の補修又は取替え ロ　ばね式指示はかり又は振子式指示はかり（懸垂装置のあるものを除く。）に係る次に掲げる修理 （１）指針又は車軸の補修 （２）調子玉、水平器、皿、台板、車、ラック押さえ又は衝撃防止装置の補修又は取替え （３）光電子式はかりの光源用ランプ、単価設定板、数字表示管又はプリント回路（電気抵抗線式はかりのプリント回路を除く。）の取替え （４）ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点の調整 ハ　皿手動はかり又は台手動はかりに係る次に掲げる修理 （１）車軸の補修 （２）調子玉、水平器、皿、台車、車又は指針（等比皿手動はかりの指針を除く。）の補修又は取替え	基準分銅又は検定に合格した分銅であって、十ミリグラムから二十キログラムまでの質量を計ることができる組合せのもの、定盤及び水準器

（製造時における技術基準適合義務）

第六条　第二十条の別表第二の第一項下欄中第一号ハ（５）及び（６）並びに同表の第二項下欄中第一号ハ（４）の規定にあっては、法第五十三条第一項の届出製造事業者については、平成六年四月三十日までは適用しない。

２　第二十条の別表第二の第一項下欄中第一号ハ（５）及び（６）並びに同表の第二項下欄中第一号ハ（４）の規定にあっては、法第五十三条第二項の家庭用特定計量器の輸入の事業を行う者については、平成六年十月三十一日までは適用しない。

（特殊容器製造事業）

第七条　この省令の施行の際現に旧施行規則に規定する様式の型式に属する特殊容器であって、旧施行規則第九十二条及び第九十三条の表示の付されているものは、第二十五条に規定する型式に属するものとみなす。

２　この省令の施行の際現に旧施行規則第九十二条及び第九十三条の表示の付されている特殊容器についての、第二十七条の適用については、なお従前の例による。

３　施行日前に旧法第百八十一条の二の指定を受け、法附則第二十九条第一項の規定により法第十七条第一項の指定を受けたものとみなされる製造者にあっては、平成七年十月三十一日までに製造した特殊容器については、第三十二条の規定にかかわらず、法第六十三条の規定に基づき、旧施行規則第九十二条及び第九十三条の表示を付すことができる。この場合において、旧施行規則第九十二条及び第九十三条の表示の付された特殊容器についての第二十七条の適用については、なお従前の例による。

（計量士）

第八条　この省令の施行日前に旧施行規則第五十二条の三第一項第一号に規定する環境計量講習を修了した者は、第五十一条第一項第一号ロの環境計量講習（濃度関係）及び同項第二号ロの環境計量講習（騒音・振動関係）を修了したものとみなす。

２　この省令の施行日前に旧施行規則第五十二条の三第三項第一号に規定する環境計量特別教習を修了した者は、第五十一条第二項第一号イの環境計量特別教習（濃度関係）及び同項第二号イの環境計量特別教習（騒音・振動関係）を修了したものとみなす。

３　この省令の施行日前における旧施行規則第五十四条に規定する計量に関する実務は、第五十一条第三項の実務とみなす。

（教習の種類及び期間）

第九条　この省令の施行日前に旧施行規則第百四十三条に規定する特別課程（以下単に「特別課程」という。）を修了した者は、第百十九条表第七号の短期計量教習を修了したものとみなす。

２　平成六年三月三十一日までは、第百十九条表第一号中「一般計量教習」とあるのは「旧施行規則第百四十三条に規定する教習（以下単に「教習」という。）」と、「三月」とあるのは「五月」と、第百十九条表第五号中「環境計量講習（濃度関係）」とあるのは「旧施行規則第五十二条の三第一項第一号に規定する環境計量講習（以下単に「環境計量講習」という。）」と、「一週」とあるのは「二週」と、第百十九条表第六号中「環境計量講習（騒音・振動関係）」とあるのは「環境計量講習」と、「一週」とあるのは「二週」とする。

３　平成五年十一月三十日までは、第百十九条表第七号中「短期計量教習」とあるのは「特別課程」と、「一月」とあるのは「二月」とする。

４　前二項において、施行日後も行われる教習、特別課程又は環境計量講習を修了した者は、それぞれ第百十九条表第一号の一般計量教習及び同表第二号の一般計量特別教習、同表第七号の短期計量教習又は同表第五号の環境計量講習（濃度関係）及び同表第六号の環境計量講習（騒音・振動関係）を修了したものとみなす。

（受講の資格）

第十条　旧施行規則第七十二条の二の規定は、平成五年十二月三十一日までは、なお効力を有する。

（受講の申請）

第十一条　平成五年十二月三十一日までは、第百二十三条第一項中「環境計量講習（濃度関係）又は環境計量講習（騒音・振動関係）」とあるのは「環境計量講習」と、同条第二項中「環境計量講習（濃度関係）又は環境計量講習（騒音・振動関係）」とあるのは「環境計量講習」と、「環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（騒音・振動関係）」とあるのは「旧施行規則第五十二条の二第一号に規定する環境計量士」とする。

（受講料）

第十二条　平成六年三月三十一日までは、第百三十二条第一項中「一般計量教習又は一般計量特別教習」とあるのは「教習」と、「四万三千円」とあるのは「三万四千八百円」とする。

２　平成五年十二月三十一日までは、第百三十二条第三項中「環境計量講習（濃度関係）を受講しようとする者は、受講料として八万五千四百円を、環境計量講習（騒音・振動関係）を受講しようとする者」とあるのは「環境計量講習を受講しようとする者」と、「五万五千円」とあるのは「十一万千円」とする。

（適正計量管理事業所）

第十三条　この省令の施行前にされた旧法第百七十三条の指定の申請であって、この省令の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

２　前項の規定により法第百二十七条第一項の指定を受けた者は、当該指定に係る旧法第百七十八条第

一項の計量管理規程を作成し、指定を受けた後、遅滞なく、その指定に係る通商産業局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

（専門委員）

第十四条　旧法第二百十二条の規定により置かれた専門委員のうち、国家公務員である者は、施行日において、第百九条の規定により置かれた専門委員となるものとする。

附則　（平成六年九月三十日、通商産業省令第六十六号）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附則　（平成六年十月十七日、通商産業省令第六十九号）

この省令は、公布の日（平成六年十月十七日）から施行する。

附則　（平成七年七月六日、通商産業省令第六十号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則　（平成八年十二月十六日、通商産業省令第七十八号）

この省令は、公布の日（平成八年十二月十六日）から施行する。

附則　（平成九年三月二十五日、通商産業省令第三十号）

この省令は、公布の日（平成九年三月二十五日）から施行する。ただし、第百三十二条の改正規定及び第百三十三条第三項の改正規定は、平成九年四月一日から施行する。

附則　（平成九年七月一日、通商産業省令第百号）

この省令は、公布の日（平成九年七月一日）から施行する。

附則　（平成十年三月二十七日、通商産業省令第二十六号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則　（平成十年十一月二日、通商産業省令第八十二号）

この省令は、公布の日（平成十年十一月二日）から施行する。

附則　（平成十一年三月三十日、通商産業省令第二十六号）

この省令は、公布の日（平成十一年三月三十日）から施行する。

附則　（平成十一年十月十二日、通商産業省令第九十二号）

この省令は、公布の日（平成十一年十月十二日）から施行する。

別表第一（第五条、第十三条関係）

	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
一	タクシーメーターを製造する事業	タクシーメーター	一　次に掲げるイ又はロの設備 　イ　タクシーメーター頭部検査用基準器 　ロ　タクシーメーター装置検査用基準器 二　時間計
二	非自動はかりのうち、検出部が電気式のものを製造する事業	質量計第一類	次のいずれかの設備 一　基準はかり及び基準分銅 二　基準分銅
三	非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造する事業	質量計第二類	
四	分銅又はおもりを製造する事業	分銅等	
五	自重計を製造する事業	自重計	次のいずれかの設備 一　荷重試験装置（測定できる最小荷重の値が最大荷重の五十分の一以下のものに限る。） 二　質量計であって、検定証印等が付されたもの 三　基準はかり及び基準分銅
六	ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）を製造する事業	ガラス製温度計	一　次に掲げるイ又はロの設備 　イ　基準ガラス製温度計 　ロ　基準ベックマン温度計 二　温度検査槽
七	ガラス製体温計を製造する事業	ガラス製体温計	一　基準ガラス製温度計 二　温度検査槽
八	抵抗体温計を製造する事業	抵抗体温計	
九	皮革面積計を製造する事業	皮革面積計	基準面積板
十	水道メーターのうち、標準流量が五立方メートル毎時以下のものを製造する事業	水道メーター第一類	次のいずれかの設備 一　基準はかり 二　基準水道メーター 三　液体メーター用基準タンク 四　液体メーター用基準体積管
一 十	水道メーターのうち、標準流量が五立方メートル毎時を超えるものを製造する事業	水道メーター第二類	
二 十	温水メーターを製造する事業	温水メーター	

三十	自動車等給油メーターを製造する事業	自動車等給油メーター	次のいずれかの設備 一　基準はかり 二　基準燃料油メーター 三　液体メーター用基準タンク 四　液体メーター用基準体積管
四十	小型車載燃料油メーターを製造する事業	小型車載燃料油メーター	
五十	大型車載燃料油メーターを製造する事業	大型車載燃料油メーター	
六十	微流量燃料油メーターを製造する事業	微流量燃料油メーター	
七十	燃料油メーターを製造する事業のうち、前四号に掲げるもの以外のものを製造する事業	定置燃料油メーター等	
八十	液化石油ガスメーターを製造する事業	液化石油ガスメーター	次のいずれかの設備 一　基準はかり及び液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計 二　液体メーター用基準体積管
九十	ガスメーターのうち、最大流量が二・五立方メートル毎時以下のものを製造する事業	ガスメーター第一類	次のいずれかの設備 一　基準ガスメーター 二　ガスメーター用基準体積管
十二	ガスメーターのうち、最大流量が二・五立方メートル毎時を超えるものを製造する事業	ガスメーター第二類	
一十二	排ガス積算体積計、排ガス流速計及び排ガス流量計を製造する事業	排ガス積算体積計等	
二十二	排水積算体積計、排水流速計及び排水流量計を製造する事業	排水積算体積計等	次のいずれかの設備 一　基準はかり 二　液体メーター用基準タンク 三　液体メーター用基準体積管
三十二	量器用尺付タンクを製造する事業	量器用尺付タンク	次のいずれかの設備 一　基準はかり 二　基準水道メーター 三　液体タンク用基準タンク
四十二	密度浮ひょう（耐圧密度浮ひょうを除く。）、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を製	密度浮ひょう等	一　基準ガラス製温度計 二　次に掲げるイ又はロの設備 　イ　基準密度浮ひょう 　ロ　基準比重浮ひょう

	造する事業		三　基準酒精度浮ひょう
五十二	耐圧浮ひょう型密度計を製造する事業	耐圧浮ひょう型密度計	一　基準分銅 二　基準ガラス製温度計 三　耐圧試験機 四　耐圧容器
六十二	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を製造する事業	圧力計第一類	次のいずれかの設備 一　基準液柱型圧力計 二　基準重錘型圧力計
七十二	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの以外のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を製造する事業	圧力計第二類	
八十二	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のものを製造する事業	血圧計第一類	基準液柱型圧力計

	造する事業		
十三	ボンベ型熱量計を製造する事業	ボンベ型熱量計	一　検定検査規則第二十条に規定する標準物質又は特定二次標準物質による標準物質の値付けを行った標準物質 二　基準はかり 三　基準ベックマン温度計
一十三	ユンケルス式流水型熱量計を製造する事業	ユンケルス式流水型熱量計	一　基準ガラス製温度計 二　基準流水型熱量計 三　恒温給水槽 四　次に掲げるイ又はロの設備 イ　検査用ガスであって、日本工業規格K〇〇〇六に適合するもの ロ　検査用ガスであって、日本工業規格K〇五一二に適合するもの
二十三	積算熱量計を製造する事業	積算熱量計	一　基準ガラス製温度計 二　次に掲げるイ、ロ又はハの設備 イ　基準はかり ロ　液体メーター用基準タンク ハ　液体メーター用基準体積管 三　恒温槽
三十三	照度計を製造する事業	照度計	一　単平面型基準電球 二　分光測定装置 三　直流電圧計
四	騒音計を製造する事業	騒音計	一　基準静電型マイクロホン

十三			二　次に掲げるイ又はロの設備 　イ　無響装置 　ロ　カプラ 三　周波数特性測定装置
五十三	振動レベル計を製造する事業	振動レベル計	一　基準サーボ式ピックアップ 二　加振装置 三　周波数特性測定装置
六十三	最大需要電力計、精密電力量計、普通電力量計及び無効電力量計を製造する事業	最大需要電力計等	一　基準電力量計 二　絶縁抵抗検査設備
七十三	特別精密電力量計を製造する事業	特別精密電力量計	
八十三	直流電力量計を製造する事業	直流電力量計	一　基準電流計 二　基準電圧計 三　絶縁抵抗検査設備
九十三	濃度計（酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。）を製造する事業	濃度計第一類	一　電圧調整器 二　交流電圧計 三　次に掲げるイ、ロ又はハの設備 　イ　検定検査規則第二十条に規定する標準物質又は特定二次標準物質による標準物質の値付けを行った標準物質 　ロ　校正用装置 　ハ　直流電圧発生器、直流電圧計及び温度計
十四	ガラス電極式水素イオン濃度検出器を製造する事業	濃度計第二類	一　直流電圧計 二　温度計 三　検定検査規則第二十条に規定する標準物質又は特定二次標準物質による標準物質の値付けを行った標準物質
一十四	ガラス電極式水素イオン濃度指示計を製造する事業	濃度計第三類	一　電圧調整器 二　交流電圧計 三　直流電圧発生器

【注】本表一部改正、平成十一年三月三十日公布（同日施行）、通商産業省令第二十六号

別表第二（第二十条関係）

特定計量器の区分	技　術　上　の　基　準
ひょう量が二十キログラムを超え、二百キログラム以	一　構造 　イ　表記等 　　（１）次に掲げる事項が本体（(へ）にあっては、外箱又は取扱説明書

下の非自動はかりであって、専ら体重の計量に使用するもの（以下「一般用体重計」という。）及びひょう量が二十キログラム以下の非自動はかりであって、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの（以下「乳幼児用体重計」という。）

）の見やすい箇所に表記されていること。

（イ）製造事業者名、当該製造事業者の登録商標又は検定検査規則第七条第三項第一号の規定により通商産業大臣に届け出た記号（輸入されたものにあっては、輸入事業者名）

（ロ）製造番号（器物番号を含む。）

（ハ）ひょう量及び目量（目量が二以上あるときは、それぞれの目量及びそれらが対応する質量の範囲）

（ニ）計ることができる質量の範囲の下限が零以外の場合は、その値

（ホ）電源を使用するものにあっては、定格電圧又は電池の種類及び数

（ヘ）製造事業者（輸入されたものにあっては輸入事業者、製造事業が自らの名をもって販売しない場合にあっては販売事業者）の氏名又は名称及び住所

（２）アナログ指示機構を有するものにあっては、零を表示する目盛標識及び計ることができる質量の範囲内の主な目盛標識に、その目盛標識が表す質量の値が表記されていること。

（３）使用する計量単位が表示機構又はその付近に表記されていること。

（４）表記及び目盛標識は、誤記又は脱落がなく、かつ、容易に消滅のしないものであって、読み取りやすいものであること。

ロ　機構

機構は、次に適合するものであること。ただし、（４）及び（５）にあっては 、一般用体重計については、この限りでない。

（１）アナログ指示機構の指針の先端部分の太さは、一般用体重計にあっては、目幅の三分の二以下であって目盛間隔より細いもの、乳幼児用体重計にあっては、目幅の三分の一以下であって目盛間隔より細いものであること。

（２）零点調整装置を有するものにあっては、当該機構が円滑に、かつ、容易に操作できるものであること。

（３）アナログ指示機構の指標から目盛板と垂直に二百五十ミリメートル（表示部分と載せ台との間隔が百ミリメートル以下の一般用体重計にあっては、一メートル）離れた位置（以下「正面の位置」という。）で読み取った質量の値と、正面の位置から目盛板に平行に、かつ、指標又は目盛板の進行方向に五十ミリメートル移動した位置で読み取った質量の値との差が目量の四分の一を超えないものであること。ただし、指標から目盛板と垂直に離れた位置以外の位置から質量の値を読み取ることができない場合は、この限りではない。

（４）載せ台の中心からいずれかの方向に七十ミリメートル離れた位置にひょう量に相当する質量を負荷したときに、転倒しないものであること。

（５）水平な状態でひょう量に相当する質量を載せ台の中央に負荷したときの計量値と、水平な状態から前後及び左右に角度一・五度傾斜させたときの計量値との差が表示機構の種類に応じ、次の表の許容値を超えるものにあっては、見やすい箇所に水平器が取り付けられていること。ただし、平型のものにあっては、この限りではない。

表 示 機 構	許　　容　　値

アナログ指示機構	目量の〇・八倍
デジタル表示機構	目量

（６）水平器を有するものにあっては、水平な状態でひょう量に相当する質量を載せ台の中央に負荷したときの計量値と、水平な状態から前後及び左右に傾斜させたときの計量値との差が５の表の許容値を超えないうちに、当該水平器が水平でなくなったことを示すものであること。

ハ　性能

性能は、次に適合するものであること。

（１）次号の方法により器差を測定するときに、同一の質量における計量値のいずれの差をとっても、器差の許容値（次号において定めるものをいう。以下同じ。）以下であること。

（２）零復帰機構を有するもの又は表示固定機構を有し、その機構の作動を止めることができるものにあっては、質量を負荷していないとき（以下「空掛けの状態」という。）の計量値と、ひょう量以下のいずれかの質量を負荷し、それを直ちに取り除いたときの計量値との差が表示機構の種類に応じ、それぞれ次の表の許容値以下であること。

表　示　機　構	許　　　容　　　値
アナログ指示機構	目量の〇・五倍
デジタル表示機構	目量

計量値平均値から分銅の質量を差し引いて算出すること。

表一

表　示　機　構	許　　容　　値	
	負荷した質量の値がひょう量の二分の一以下のとき	負荷した質量の値がひょう量の二分の一を超えるとき
アナログ指示機構	目量の〇・八倍	目量の一・二倍
デジタル表示機構	目量	目量の一・五倍

表二

表　示　機　構	許　　容　　値	
	負荷した質量の値がひょう量の四分の一以下のとき	負荷した質量の値がひょう量の四分の一を超えるとき

<table>
<tr><td></td><td><table><tr><td>アナログ指示機構</td><td>目量の〇・八倍</td><td>目量の一・二倍</td></tr><tr><td>デジタル表示機構</td><td>目量</td><td>目量の一・五倍</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>ひょう量が三キログラム以下の非自動はかりであって、専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの（以下「調理用はかり」という。）</td><td>一　構造
イ　表記等
前項下欄第一号イに適合するものであること。
ロ　機構
機構は、前項下欄第一号ロ２、３、５及び６並びに次に適合するものであること。
（１）アナログ指示機構の指針の先端部分の太さは、目幅の三分の一以下で目盛間隔より細いものであること。
（２）載せ台の中心から外縁までの長さの四分の一に相当する距離だけ離れた位置に、ひょう量に相当する質量を負荷したときに、転倒しないものであること。
ハ　性能
性能は、前項下欄第一号（１）、（２）及び（５）並びに次に適合するものであること。
（１）空掛けの状態から、ひょう量付近の一定の質量を負荷した状態に達するまで、同じ質量を順次加えていくときと、当該一定の質量を負荷した状態から空掛けの状態に達するまで、当該同じ質量を順次減じていくときに、同じ質量が負荷されたときの計量値の差がそれぞれ器差の許容値以下であること。
（２）計ることができる質量の範囲の上限及び下限の質量が負荷されているときの計量値と、その後、目量の一・二五倍に相当する質量の分銅を載せ台の約二十ミリメートル上方から落下させたときの計量値との差が目量以上であること。
（３）ひょう量の二分の一に相当する質量を、約〇・〇六メートル毎秒の速さで五千回繰り返して負荷したときに、負荷する前の器差と負荷した後の器差との差が器差の許容値以下であること。
（４）通常の輸送のためのこん包をした状態で、四百ミリメートルの高さからコンクリートその他の堅ろうな材質の面に当該調理用はかりの六つの面、三つの辺及び一つの角が衝突するようにそれぞれ自由落下させたときに、落下させる前の器差と落下させた後の器差との差が器差の許容値以下であること。
二　器差
器差は、次の方法によって測定したときに、前項下欄第二号表二の許容値以下であること。
（１）前項下欄第二号（１）から（３）まで及び（５）から（８）までの方法
（２）分銅は、載せ台の中央に負荷すること。</td></tr>
</table>

別表第三（第二十七条関係）

商　　品	容　　　　　器	高　　　　　さ
牛乳、（脱脂乳を除く。）、加工乳又は乳飲料	様式第十三に掲げるもの	百二十四ミリメートル
	様式第十四に掲げるもの	百二十四ミリメートル
	様式第二十に掲げるもの	百二十四ミリメートル
	様式第三十四に掲げるもの	二百二ミリメートル
	様式第四十七に掲げるもの	二百二ミリメートル
乳酸菌飲料又は牛乳若しくは乳製品から造られた酸性飲料	様式第二十三に掲げるもの	百七十六ミリメートル
	様式第二十四に掲げるもの	百七十六ミリメートル
	様式第三十九に掲げるもの	二百十四ミリメートル
	様式第四十二に掲げるもの	二百十四ミリメートル
ウスターソース類	様式第三十に掲げるもの	百九十ミリメートル
	様式第三十九に掲げるもの	二百十四ミリメートル
	様式第四十に掲げるもの	二百十四ミリメートル
	様式第四十一に掲げるもの	二百十四ミリメートル
	様式第四十二に掲げるもの	二百十四ミリメートル
	様式第四十三に掲げるもの	二百十四ミリメートル
	様式第五十二に掲げるもの	二百八十六ミリメートル
	様式第五十三に掲げるもの	二百八十五ミリメートル
しょうゆ	様式第五十二に掲げるもの	二百八十六ミリメートル
	様式第五十三に掲げるもの	二百八十五ミリメートル
食酢	様式第二十一に掲げるもの	百八十一ミリメートル
	様式第二十二に掲げるもの	百八十一ミリメートル
	様式第二十八に掲げるもの	百七十三ミリメートル
	様式第五十二に掲げるもの	二百八十六ミリメートル
	様式第五十三に掲げるもの	二百八十五ミリメートル
発泡性の清涼飲料	様式第十七に掲げるもの	百六十二ミリメートル

	様式第十八に掲げるもの	百四十七ミリメートル
	様式第二十六に掲げるもの	百六十九ミリメートル
	様式第二十七に掲げるもの	百七十八・五ミリメートル
	様式第三十一に掲げるもの	百八十四・五ミリメートル
果実飲料	様式第十九に掲げるもの	百六十九ミリメートル
ビール	様式第二十三に掲げるもの	百七十一ミリメートル
	様式第二十三の二に掲げるもの	百七十一ミリメートル
	様式第二十四に掲げるもの	百七十一ミリメートル
	様式第二十五に掲げるもの	百三十・五ミリメートル
	様式第三十二に掲げるもの	百七十九ミリメートル
	様式第三十二の二に掲げるもの	百七十九ミリメートル
	様式第三十三に掲げるもの	百七十九ミリメートル
	様式第四十に掲げるもの	二百七ミリメートル
	様式第四十一に掲げるもの	二百七ミリメートル
	様式第四十三に掲げるもの	二百七ミリメートル
清酒又は合成清酒	様式第十五に掲げるもの	百十四ミリメートル
	様式第二十一に掲げるもの	百八十一ミリメートル
	様式第二十二に掲げるもの	百八十一ミリメートル
	様式第二十九に掲げるもの	百五十八ミリメートル
	様式第三十七に掲げるもの	二百二十四ミリメートル
	様式第三十八に掲げるもの	二百九・五ミリメートル
	様式第四十五に掲げるもの	二百二十二ミリメートル
	様式第四十六に掲げるもの	二百二十二ミリメートル
	様式第四十八に掲げるもの	二百二十四・五ミリメートル
	様式第四十九に掲げるもの	二百二十二ミリメートル
	様式第五十に掲げるもの	二百十七・五ミリメートル
	様式第五十一に掲げるもの	二百三十五ミリメートル

	様式第五十二に掲げるもの	二百八十六ミリメートル
しょうちゅう又はみりん	様式第二十一に掲げるもの	百八十一ミリメートル
	様式第二十二に掲げるもの	百八十一ミリメートル
	様式第二十九に掲げるもの	百五十八ミリメートル
	様式第三十七に掲げるもの	二百二十四ミリメートル
	様式第三十八に掲げるもの	二百九・五ミリメートル
	様式第四十四に掲げるもの	二百二十七ミリメートル
	様式第四十五に掲げるもの	二百二十二ミリメートル
	様式第四十六に掲げるもの	二百二十二ミリメートル
	様式第五十二に掲げるもの	二百八十六ミリメートル
ウイスキー、ブランデー又は果実酒	様式第十六に掲げるもの	百十五ミリメートル
	様式第三十六に掲げるもの	二百二十ミリメートル
	様式第五十二に掲げるもの	二百八十六ミリメートル
液状の農薬	様式第十二に掲げるもの	六十八ミリメートル
	様式第三十五に掲げるもの	百三十三ミリメートル

【注】本表一部改正、平成十一年三月三十日公布（同日施行）、通商産業省令第二十六号

別表第四（第三十八条、第四十条、第四十一条関係）

事業の区分		特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量	計　量　士
一　長さ		直尺、巻尺又は才取尺	一	一般計量士
二　質量		イ　令第二条第二号イ１及び２に掲げる非自動はかり ロ　令第二条第二号ロに掲げる分銅	一 一	
三　面積		イ　皮革面積計 ロ　校正用基準面積板	一 一	
四　体積		直尺、巻尺又は才取尺	一	
五　熱量		イ　ボンベ型熱量計 ロ　非自動はかり（ひょう量が百グラム以上であって感量が一ミリグラム以下のものに限る。） ハ　ベックマン温度計又は電気式温度計	一 一 二	
六　濃度	大気中の	イ　対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器	一	環境計量士

	物質の濃度に係る事業	又は分析装置及び標準物質		（濃度関係）
		ロ　非自動はかり（ひょう量が百グラム以上であって感量が一ミリグラム以下のものに限る。）	一	
		ハ　イオン交換式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	一	
		ニ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（有害物質の排出を防ぐことができる性質を有するものに限る。）	一	
		ホ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。）	一	
		ヘ　温度計（計量範囲が零度から五百度よりも広いものであって、目量が二度以下のものに限る。）	一	
		ト　ガスメーター（一時間当たりの使用最大流量が三百リットルまでの範囲の流量を計測することができるものに限る。）	一	
		チ　U字型マノメーター又は傾斜型マノメーター	一	
		リ　ピトー管式流速計又は熱線式流速計	一	
		ヌ　吸引装置（気体を吸引できるものに限る。）	一	
	水中及び土壌中の物質の濃度に係る事業	イ　対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質	一	
		ロ　非自動はかり（ひょう量が百グラム以上であって感量が一ミリグラム以下のものに限る。）	一	
		ハ　イオン交換式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	一	
		ニ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。）	一	
		ホ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排水を防ぐことができる性能を有するものに限る。）	一	
		ヘ　ガラス電極式水素イオン濃度検出器	一	
		ト　ガラス電極式水素イオン濃度指示計	一	
七　音圧レベル		イ　騒音計（うち一台は、精密騒音計に限る。）	四	環境計量士（騒音・振動関係）
		ロ　三脚及び防風スクリーン	三	
		ハ　音圧レベル校正器（発生する周波数が二百五十ヘルツ以上であって、〇・五デシベル以上の精度で校正できるものに限る。）	一	
		ニ　レベルレコーダー（三十一・五ヘルツから八千ヘルツまでの周波数範囲において、記録できるレベル範囲が五十デシベル以上のものに限る。）	一	
		ホ　オクターブバンド分析器又はこれと同じ若しくはより高い性能を有する周波数分析器（三十一・五ヘルツから八千ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。）	一	
		ヘ　三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同じ若しくはより高い性能を有する周波数分析器（二十ヘルツから一万二千五百ヘルツまでの範囲の	一	

	周波数を分析できるものに限る。） ト　データレコーダー（五十ヘルツから八千ヘルツまでの周波数範囲において、五十デシベル以上のレベル範囲で、正負一デシベル以内の偏差で記録できるものに限る。）	一	
八　振動加速度レベル	イ　振動レベル計 ロ　レベルレコーダー（一ヘルツから八十ヘルツまでの周波数範囲において、記録できるレベル範囲が五十デシベル以上のものに限る。） ハ　三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同じ若しくはより高い性能を有する周波数分析器（一ヘルツから八十ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。） ニ　データレコーダー（一ヘルツから八十ヘルツまでの周波数範囲において、四十五デシベル以上のレベル範囲で、正負一デシベル以内の偏差で記録できるものに限る。）	三 一 一 一	

【おことわり】様式によって氏名の部分に表示している 印 は、印を四角で囲んだ表示です。ＦＰをすべての機種に対応させるため、単に 印 としました。

様式第１（第６条、第１３条関係）

特定計量器製造（修理）事業届出書

年　月　日

通商産業大臣　　殿
（通商産業局長）
（都道府県知事）

届出者　住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

下記により、計量法第４０条（第４６条）第１項の特定計量器製造（修理）事業を届け出ます。

記

１　事業の区分の略称
２　当該特定計量器の製造（修理）をしようとする工場又は事業場の名称及び所在地
３　当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、計量法第４０条（第４６条）第　　１項第４号の通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　第２項及び第３項の事項は別紙に記載することができる。
３　住民票又は法人にあっては登記簿の謄本を添付すること。

様式第２（第６条、第７条、第９条関係）

特定計量器製造事業届出（変更届出、廃止届出）書提出連絡書

年　月　日

都道府県知事　　殿

都道府県知事　　印

上記の件について　　　　　　　から特定計量器製造事業届出（変更届出、廃止届出）書の提出が　あったので、別紙写しを添えて連絡します。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第３（第７条、第１３条、第１８条関係）

届出書記載事項変更届

年　月　日

通商産業大臣　　殿
（通商産業局長）
（都道府県知事）

届出者　住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

下記のとおり変更があったので計量法第４２条第１項（第４６条第２項又は第５１条第２項において準用する第４２条第１項）の規定により、届け出ます。

記

１　変更のあった事項に係る事業の区分の略称
２　変更のあった事項
３　変更の事由
４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必　ず本人が自署するものとする。

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　法第４１条の規定による変更についてはそれぞれの証明書を添付すること。
３　第２項及び第３項の事項は別紙に記載することができる。
４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は　必ず本人が自署するものとする。

様式第４（第７条、第１３条、第１８条関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

譲渡者　住所
　　　　氏名（名称及び代表者の氏名）
譲受人　住所
　　　　氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者の間で下記の製造（修理、販売）の事業の全部が　　年　　月　　日に譲渡されたこと　を証明します。

記

１　事業の区分の略称
２　届出をした年月日
３　届出をした者の氏名又は名称及び住所
４　工場及び事業場等の所在地

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第５（第７条、第１３条、第１８条関係）

事業承継同意証明書

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者は、　　　　　　　の相続人であり、かつ、相続人全員の同意により製造（修理、販売）　の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

年　月　日

相続人

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

備考
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

様式第６（第７条、第１３条、第１８条関係）

相続証明書

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者は、　　　　　　　の相続人であり、その製造（修理、販売）の事業を　　年　　月　　　日に承継したことを証明します。

年　　月　　日

証明者

住所

氏名

住所

氏名

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　証明者は２人以上とし、全員が署名すること。

様式第７（第９条、第１３条、第１８条関係）

事業廃止届

年　月　日

通商産業大臣　　殿
（通商産業局長）
（都道府県知事）

申請者　住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

下記の製造（修理、販売）の事業は、　　年　　月　　日に廃止したので計量法第４５条第１項（第４６条第２項又は第５１条第２項において準用する第４５条第１項）の規定により、届け出ます。

記

1　事業の区分の略称
2　届出をした年月日
3　工場及び事業場等の所在地

備考
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第８（第１７条関係）

特定計量器販売事業届出書

年　月　日

都道府県知事　　殿

届出者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記により、計量法第５１条の特定計量器の販売の事業を行いたいので、届け出ます。

記

１　事業の区分の略称

２　営業所の名称及び所在地

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

２　第２項の事項は別紙に記載することができる。

３　住民票又は法人にあっては登記簿の謄本を添付すること。

様式第９（第２１条関係）

輸出家庭用特定計量器製造届

年　月　日

都道府県知事　殿

届出製造事業者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　　印

次のとおり、輸出のため家庭用特定計量器の製造をしたいので、計量法第５３条第１項ただし書　の規定により、届け出ます。

１　輸出のため製造をしようとする家庭用特定計量器

種　　　類	型式又は能力	数　量	摘　　要

２　輸出先の国名

３　輸出の予定期日

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第１０（第２１条、第２３条関係）

輸出家庭用特定計量器販売届

年　月　日

都道府県知事　殿

特定計量器輸入（販売）事業者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

次のとおり、輸出のため家庭用特定計量器の販売をしたいので、計量法第５３条第２項ただし書（第５５条ただし書）の規定により、届け出ます。

１　輸出のため販売をしようとする家庭用特定計量器

種　　類	型式又は能力	数　量	摘　　要

２　販売の相手方の氏名又は名称及び住所（輸出先の国名）

３　販売の予定期日

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第１１（第２４条関係）

譲渡等制限特定計量器輸出届

年　月　日

都道府県知事　殿

届出者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

次のとおり、輸出のため譲渡等制限特定計量器を譲渡し（貸し渡し、引き渡し）たいので、計量　法第５７条第１項ただし書及び第２項ただし書の規定により、届け出ます。

１　輸出のため譲渡（貸し渡し、引き渡し）をしようとする譲渡等制限特定計量器

種　　類	型式又は能力	数　量	摘　　要

２　譲渡（貸し渡し、引き渡し）の相手方の氏名又は名称及び住所（輸出先の国名　　　）

３　譲渡（貸し渡し、引き渡し）の予定期日

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第５４（第２８条、第３７条関係）

特殊容器製造事業指定申請書

年　月　日

都道府県知事　　殿
（通商産業大臣）

申請者　住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

下記により、計量法第１７条第１項（第６９条第１項において準用する第１７条第１項）の指定を受けたいので、申請します。

１　工場又は事業場の名称及び所在地
２　特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項であって通商産業省令で定めるもの
３　その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第５５（第３１条、第３７条、第８１条関係）

特殊容器製造事業（適正計量管理事業所）指定申請書記載事項変更届

年　月　日

都道府県知事　　殿
（通商産業大臣）

届出者　住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

下記のとおり変更があったので、計量法第６２条第１項（第６９条第１項において準用する第６　２条第１項及び第１３３条において準用する第６２条第１項）の規定により、届け出ます。

１　変更の内容
２　変更の事由

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　法第６１条（第６９条第１項において準用する第６１条及び第１３３条において準用する第６１条）の規定による変更についてはそれぞれの証明書を添付のこと。
３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第５６（第３１条、第３７条、第４９条、第８１条関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

都道府県知事　　殿
（通商産業大臣）

譲渡者　住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

譲受者　住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者の間で特殊容器製造（計量証明、適正計量管理事業所）の事業の全部が　年　月　日に　譲渡されたことを証明します。

記

１　指定（登録）の年月日及び指定（登録）番号

２　指定（登録）を受けた者の氏名又は名称及び住所

３　工場又は事業場等の所在地

備考
　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　２　計量証明事業者にあっては、第１項として事業の区分を記載すること。

様式第５７（第３１条、第３７条、第４９条、第８１条関係）

事業承継同意証明書

年　月　日

都道府県知事　殿
（通商産業大臣）

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者は、　　　　　　　の相続人であり、かつ、相続人全員の同意により特殊容器製造（計量　証明、適正計量管理事業所）の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

年　　月　　日

相続人

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

様式第５８（第３１条、第３７条、第４９条、第８１条関係）

相続証明書

年　月　日

都道府県知事　　殿
（通商産業大臣）

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者は、　　　　　　　の相続人であり、特殊容器製造（計量証明、適正計量管理事業所）の事業を　年　月　日に承継したことを証明します。

年　　月　　日

証明者
住所
氏名
住所
氏名

備考
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　証明者は、２人以上とし、全員が署名すること。

様式第５９（第３４条、第３７条、第４９条、第８１条関係）

事業廃止届

年　月　日

都道府県知事　　殿
（通商産業大臣）

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　　印

下記の特殊容器製造（計量証明、適正計量管理事業所）の事業は、　年　月　日に廃止したので　計量法第６５条（第６９条第１項において準用する第６５条、第１１４条において準用する第６５　条及び第１３３条において準用する第６５条）の規定により、届け出ます。

記

1　指定（登録）の年月日及び指定（登録）番号
2　指定（登録）を受けた者の氏名又は名称及び住所
3　工場又は事業場等の所在地

備考
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　計量証明事業者にあっては、第１項として事業の区分を記載すること。
3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式６０（第３９条関係）

計量証明事業登録申請書

年　月　日

都道府県知事　殿

申請者　住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

次のとおり、計量法第１０７条の登録を受けたいので、申請します。

１　登録の有無、登録の年月日及び登録番号
２　事業の区分
３　事業所の所在地
４　計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の名称、性能及び数
５　計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分又は計量法施行規則第４０条第３項に規定する条件に適合する知識経験を有する者の氏名

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　第２項の事項は、濃度の計量証明の事業にあっては、大気又は水及び土壌の別についても記載すること。
３　第４項の事項は、別紙に記載することができる。
４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第６１（第４５条関係）

登録申請書記載事項変更届

年　月　日

都道府県知事　殿

届出者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

次のとおり、変更があったので、計量法第１１４条において準用する同法第６２条第１項の規定　により、届け出ます。

１　変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号

２　変更のあった事項

３　変更の事由

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第６２（第４６条関係）

登録証再交付申請書

年　月　日

都道府県知事　殿

申請者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

計量法施行規則第４６条第１項の規定により、次のとおり計量証明の事業の登録証の再交付を受けたいので、登録証（登録証を失った事実を記載した書面）を添えて、申請します。

１　登録の年月日及び登録番号

２　事業の区分

３　再交付申請の事由

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第６３（第４８条関係）

登録簿謄本交付（閲覧）請求書

年　月　日

都道府県知事　殿

申請者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

次のとおり、登録簿の謄本の交付（閲覧）を請求します。

１　登録計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
２　登録の年月日
３　登録番号
４　事業の区分
５　事業所の所在地
６　登録簿の謄本の請求の場合にあっては、その数

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　１から５までに掲げる事項は、請求の内容に従い記載すること。ただし、不明の場合はこの限りでない。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第６４（第５３条関係）

計量士資格認定申請書

年　月　日

計量行政審議会会長　殿

申請者　住所
氏名　　　　　　　印

次のとおり、計量法第１２２条第２項第１号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者と認められたいので、申請します。

１　生年月日

２　計量教習所の課程を修了した年月日

３　環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（騒音・振動関係）の資格認定を受　けようとする者　　にあっては、環境計量特別教習（濃度関係）又は環境計量特別教習（騒音・振動関係）を修了し　　た年月日

４　計量に関する実務に従事した期間及びその実務の内容

年　月　日～　年　月　日（　年　カ月）

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　第４項の事項は、物象の状態の量ごとに、その計量に関する実務に従事した期間及びその実務の内容が明確になるように記載すること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第６４の２（第５３条の２関係）

計量士資格認定証再交付申請書

年　月　日

計量行政審議会会長　殿

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　印

次のとおり、計量士資格認定証の再交付を受けたいので、申請します。

１　計量士の区分

２　資格認定証番号

３　資格認定を受けた年月日

４　生年月日

５　再交付申請の事由

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第６５（第５３条、第５４条、第１２３条、第１２４条、第１３３条関係）

履　　　歴　　　書

　　現住所

（ふりがな）
氏　　　　名

年　　月　　日生
　学　歴
　職　歴
　賞　罰

上記のとおり相違ありません。

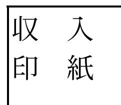
　　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　印

　備考
　　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第６６（第５４条関係）

計　量　士　登　録　申　請　書


収　入
印　紙

年　月　日

通商産業大臣　殿

申請者　住所
氏名

次のとおり、計量士の登録を受けたいので、申請します。

１　登録の区分　　　　　　別紙のとおり

２　生年月日　　　　　　　別紙のとおり

３　最終学歴及び勤務先　　別紙のとおり

４　計量士国家試験に合格した者にあっては、合格年月日及び合格証書番号　　別紙のとおり

５　計量法第１２２条第２項第２号の規定により計量行政審議会が認定した者にあっては、認定年月日及び認定証番号　　別紙のとおり

６　一般計量士の登録を受けようとする者にあっては計量に関する実務に従事した期間及びその実務の内容、環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（騒音・振動関係）の登録を受けようとする者（環境計量講習（濃度関係）又は環境計量講習（騒音・振動関係）を修了した者を除く。）にあっては、環境計量（濃度関係）又は環境計量（騒音・振動関係）に関する実務に従事した期間及びその実務の内容

年　月　日～　年　月　日（　年　カ月）

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること。
３　別紙の様式によるものは、所定の用紙を使用すること。

別紙様式

<table>
<tr><td>登録の
区　分</td><td></td><td>登録
番号</td><td colspan="4">※</td></tr>
<tr><td>登録の
年月日</td><td colspan="6">※</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　名</td><td></td><td>生年
月日</td><td colspan="4">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">合格年月日又は認定年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日（合格・認定）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">最終学歴

勤務先</td><td colspan="5">備考</td></tr>
<tr><td colspan="2">合格証書
番　　号</td><td></td><td>認定証
番　号</td><td></td></tr>
</table>

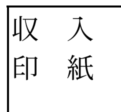
備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　※欄は、記入しないこと。

様式６７（第５７条関係）

計量士登録証訂正申請書


収　入
印　紙

年　月　日

通商産業大臣　殿

申請者　住所
　　　　氏名

　次のとおり、登録証の訂正を受けたいので、登録証を添えて申請します。

１　訂正を申請する事項

２　訂正を申請する事由

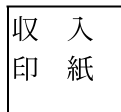
備考

　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

　２　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること。

様式第６８（第５８条関係）

計量士登録証再交付申請書


収　入
印　紙

年　月　日

通商産業大臣　殿

申請者　住所
氏名　　　　　　　　　　　　　印

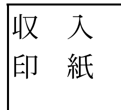
次のとおり、計量士登録証の再交付を受けたいので、登録証（登録証を失った事実を記載した書面）を添えて、申請します。

１　登録の区分
２　登録番号
３　登録の年月日
４　生年月日
５　再交付申請の事由

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること。
３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第６９（第６１条関係）

計量士登録簿謄本交付（閲覧）請求書



年　月　日

通商産業大臣　殿

請求者　住所

氏名　　　　　　　　　　印

次のとおり、計量士登録簿の謄本の交付（閲覧）を請求します。

1　請求の対象となる登録計量士の登録の年月日及び登録番号

2　謄本の交付の枚数（閲覧の回数）及び手数料の額

3　謄本の交付（閲覧）を請求する理由

備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　目的に応じ、謄本の交付又は閲覧に関する字句を消すこと。

3　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第７０（第６６条関係）　削除（平成十年十一月十二日、通商産業省令第九十二号）

様式第７１（第６８条の２関係）

計量士国家試験合証書再交付申請書

年　月　日

通商産業大臣　殿

申請者　住所

氏名　　　　　　　　印

次のとおり、計量士国家試験合格証書の交付を受けたいので、申請します。

１　計量士の区分

２　合格年月日

３　合格証書番号

４　生年月日

５　再交付申請の事由

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第７２（第７２条関係）

適正計量管理事業所指定申請書

年　月　日

通商産業局長　　殿
（都道府県知事）

申請者　住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

次のとおり、適正計量管理事業所の指定を受けたいので、申請します。

１　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
２　事業所の名称（業種を含む。）及び所在地
３　使用する特定計量器の名称、性能及び数並びに取引又は証明に用いる特定計量器とその他に用いる計量器との別及び数
４　使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
５　第７３条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　２の業種は、具体的に記載すること。
３　計量士は、当該事業所の従業員又は外部からの委託による者のいずれかを区別し、後者の場合にあっては、その所属先をの具体的に付記すること。
４　２、３及び５の事項は、別紙に記載することができる。ただし、２については、第７２条第２項又は第３項に規定する場合に限る。
５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第７３（第７４条関係）

適正計量管理事業所指定申請検査書

年　月　日

通商産業局長　殿
（都道府県知事）

都道府県知事　　　　　　　　　　　印
（特定市町村の長）

より提出があった適正計量管理事業所指定申請書について計量法第１２７条第３項の規定に基づき検査した結果は、下記のとおりです。

記

１　申請書の記載事項について事実と相違する事項
２　計量法第１３３条において準用する第９２条第１項の指定の欠格事由該当の有無
３　その他必要と認める事項

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第７４（第８３条関係）

指定申請書

年　月　日

通商産業大臣　殿

住所
名称
代表者の氏名

計量法第１３５条第１項の指定を受けたいので、同法第１３８条の規定により、次のとおり申請　します。

１　指定を受けようとする特定標準器による校正等の業務の範囲
２　特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第７５（第８４条関係）

指定申請書記載事項変更届

年　　月　　日

通　　　　　商　　　　　産　　　　　業　　　　　大　　　　　臣　　　　　　　　　　　　殿

住所　　名

称　　代表

者の氏名　　　　　　　　印

下記のとおり変更があったので、計量法施行規則第８４条の規定により、届け出ます。

１　変更のあった事項

２　変更の事由

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第７６（第８５条関係）

業務規程認可申請書

年　月　日

通商産業大臣　殿

住　所
名称　代
表者の氏名　印

業務規程の認可を受けたいので、計量法第１４２条において準用する第３０条第１項の規定により、別添のとおり申請します。

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第７７（第８５条関係）

業務規程変更認可申請書

年　　月　　日

通商産業大臣　殿

住　所

名称　代

表者の氏名　印

業務規程の変更の認可を受けたいので、計量法第１４２条において準用する第３０条第１項の規定により、次のとおり申請します。

１　変更の内容

２　変更の事由

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第７８（第８７条関係）

業務休止（廃止）許可申請書

年　月　日

通商産業大臣　殿

住所

名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

校正業務の一部（全部）の休止（廃止）の許可を受けたいので、計量法第１４２条において準用　する第３２条の規定により、次のとおり申請します。

１　休止（廃止）しようとする校正業務の範囲
２　休止（廃止）の年月日
３　休止の期間
４　休止（廃止）の事由

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第７９（第８８条関係）

指定校正機関の事業所の所在地の変更届

年　月　日

通商産業大臣　殿

住所
名称
代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

事業所の所在地を変更したいので、計量法第１４２条において準用する第１０６条第２項の規定により、届け出ます。

１　所在地を変更しようとする事業所の名称及び所在地
２　所在地の変更の理由

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第８０（第８９条関係）

手数料認可申請書

年　月　日

通商産業大臣　殿

住所
名称
代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　印

手数料の認可を受けたいので、計量法第１５８条第２項の規定により、次のとおり申請します。

１　特定標準器による校正等の種類ごとの手数料の額
２　算定根拠

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第８１（第９１条関係）

認定申請書



年　月　日

通商産業大臣　殿

住所
名称
代表者の氏名

計量法第１４３条の認定を受けたいので、同条の規定により、次のとおり申請します。

１　認定を受けようとする事業の区分及び範囲
２　計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　通商産業大臣に対する申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること。

様式第８２（第９２条関係）

認定申請書記載事項変更届

年　月　日

通商産業大臣　殿

住所
名称
代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

下記のとおり変更があったので、計量法施行規則第９２条の規定により、届け出ます。

１　変更のあった事項
２　変更の事由

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第８３（第９５条関係）

認定事業者の事業廃止届

年　月　日

通商産業大臣　殿

住所
名称
代表者の氏名　　　　　　　　　　　　印

下記の認定に係る事業は、　年　月　日に廃止したので、計量法第１４６条において準用する第　６５条の規定により、届け出ます。

１　認定の年月日及び認定番号
２　事業所の名称及び所在地
３　事業の区分及び範囲

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第８４（第９６条関係）

計量士報告書

年　月　日

都道府県知事　　殿
（特定市町村の長）

報告者　住所
氏名

計量法施行規則第９６条の規定により、次のとおり報告します。

年　度	事業所の所在地		整理番号	
検査を行った場所	検査を行った時期	検査を行った特定計量器の種類及び数	合格不合格の別	備　　考

備考
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　整理番号の欄は、記入しないこと。
3　検査を行った場所は、市町村名を書くこと。
4　特定計量器の種類は、計量法施行規則第１０３条の規定による通商産業大臣が別に定める分類によること。
5　合格、不合格の別は、特定計量器の種類及び数ごとに書くこと。
6　翌年度における検査の計画があるときは、検査を予定している場所並びに特定計量器の種類及び数について、その概略を記載した書面を添付すること。

様式第８５（第９７条関係）

届出製造事業者報告書

年　月　日

通商産業大臣　殿
（通商産業局長）

報告者　住所
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

計量法施行規則第９７条第１項の規定により、次のとおり報告します。

年　度	事業の区分		届出の年月日		整理番号	

工場（事業場）名及び所在地		登録商標又は通商産業大臣へ届け出た記号	

特定計量器の種類	製造個数	修理個数	工場（事業場）別内訳（工場（事業場）を２以上有する場合に限る。）		
			工場（事業場）名	製造個数	修理個数

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　整理番号の欄は、記入しないこと。

３　特定計量器の種類は、計量法施行規則第１０３条の規定による通商産業大臣が別に定める分類によること。（計量法第５３条第１項に規定する特定計量器については、計量法施行規則第１０３条の規定による通商産業大臣が別に定める分類によるほか、計量法施行令第２条の分類により、記入すること。）

様式第８６（第９７条関係）

指定製造事業者報告書

年　月　日

通商産業大臣　殿
（通商産業局長）

報告者　住所
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

計量法施行規則第９７条第１項の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>年　度</td><td>事業の区分</td><td></td><td>指定の年月日
及び指定番号</td><td></td><td colspan="2">整理番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">工場（事業場）名
及び所在地</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">登録商標又は通商産業
大臣へ届け出た記号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定計量器の種類
型式承認番号</td><td colspan="2">製造個数</td><td colspan="3">法第９６条第１項の
表示を付した個数</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　整理番号の欄は、記入しないこと。
３　特定計量器の種類は、計量法施行規則第１０３条の規定による通商産業大臣が別に定める分類によること。

様式第８７（第９７条関係）

届出修理事業者報告書

年　月　日

通商産業大臣　殿
（都道府県知事）
（通商産業局長）

報告者　住所
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

計量法施行規則第９７条第１項により、次のとおり報告します。

年　度	事業の区分		届出の年月日		整理番号	
事業所名及び所在地						

特定計量器の種類	修理個数	事業所別内訳（事業所を２以上有する場合に限る。）	
		事業所名	修理個数

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　整理番号の欄は、記入しないこと。
３　特定計量器の種類は、計量法施行規則第１０３条の規定による通商産業大臣が別に定める分類によること。

様式第８８（第９８条関係）

特定計量器輸入事業者報告書

年　月　日

都道府県知事　殿

報告者　住所

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

計量法施行規則第９８条の規定により、次のとおり報告します。

計量法施行令第 14 条に規定する特定計量器の種類	輸入数量	主な輸入国名

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第８９（第９９条関係）

指定製造者報告書

年　月　日

都道府県知事　殿

報告者　住所

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名　　　　印

計量法施行規則第９９条の規定により、次のとおり報告します。

年　度	工場（事業場）名		工場（事業場）の所在地		整理番号

特殊容器の型式	製造した特殊容器の数	計量法第６３条第１項各号に適合する旨を表示した特殊容器の数	計量法第６３条の規定による表示をして譲渡し、又は貸し渡した特殊容器の数	備考

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　整理番号の欄は、記入しないこと。

様式第９０（第１００条関係）

計　量　証　明　事　業　者　報　告　書

年　月　日

都道府県知事　殿

報告者　住所
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

計量法施行規則第１００条の規定により、次のとおり報告します。

年　　度	登録の年月日及び登録番号		整理番号	
事業所の所在地				
事業の区分	証　明　件　数		備　　考	
長　　さ				
質　　量				
面　　積				
体　　積				
熱　　量				
濃度　大　気				
濃度　水				
濃度　土　壌				
音圧レベル				
振動加速度レベル				

備考
　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　２　整理番号の欄は、記入しないこと。

様式第９１（第１０１条関係）

適正計量管理事業所報告書

年　月　日

通商産業大臣　殿
（都道府県知事）

報告者　住所
氏名又は名称及び法人に
あっては代表者の氏名　　　　　印

計量法施行規則第１０１条の規定により、次のとおり報告します。

年　度	事業所名		事業所の所在地		整理番号	

特定計量器の種類	使用する特定計量器の数	計量法第１２８条第１号の規定による検査を行った特定計量器		計量証明に使用する特定計量器			備考
		検査を行った特定計量器の数	合格しなかった特定計量器の数	数	計量法第１１６条第２項の規定による検査を行った特定計量器の数	同検査に合格しなかった特定計量器の数	

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　整理番号の欄は、記入しないこと。
３　特定計量器の種類は、第１０３条に規定する分類によること。
４　計量証明に使用する特定計量器の欄は、計量証明事業者であって計量法第１２７条第１項の指定を受けた者のみが記入すること。

様式第９２（第１０２条関係）

認定事業者報告書

年　月　日

通商産業大臣　殿

報告者　住所
名称
代表者の氏名

計量法施行規則第１０２条の規定により、次のとおり報告します。

年　度	事業所の名称	認定の年月日及び認定番号

区分	計量器の校正等を行った件数	証明書の発行件数

証明書を付して販売し、又は貸し渡した計量器又は標準物質の種類及び数

種　　類	数　　量

特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質の区分ごとの種類及び数並びにその証明書の発行番号及び発行年月日

種　類	数　量	証明書の発行番号及び発行年月日

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第９３（第１０４条関係）

（表面）		（裏面）
第　　　号 計量法第１４８条第４項による 立入検査証 職名及び氏名 年　　月　　日　　生 年　　月　　日　発行		計量法（平成４年法律第５１　号）抜すい （立入検査） 第１４８条　通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に（中略）検査させ、又は関係者に質問させることが出来る。 ２　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 ３　特定市町村又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、（中略）を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 第１７５条　（略） （３）　（略） 第１７６条　（略） （４）　（略）
写 真	発　行　者　　　印	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

様式第９４（第１２３条関係）

受講申請書

年　月　日

計量教習所長　殿

住所
氏名

計量教習所の　　　　　　　　　　を受講したいので、履歴書及び写真を添えて、申請します。

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　教習の区分は、以下の該当するものを記入すること。

(1)　環境計量特別教習（濃度関係）

(2)　環境計量特別教習（騒音・振動関係）

(3)　環境計量講習（濃度関係）

(4)　環境計量講習（騒音・振動関係）

３　写真は、縦、横各５センチメートルとし、申請前６月以内に、正面、半身、脱帽で撮影したものとすること。

なお、写真の裏面に氏名を自署すること。

様式第９５（第１２３条関係）

短期計量教習受講申請書

年　月　日

計量教習所長　殿

住所
氏名

計量教習所の短期計量教習を受講したいので、履歴書、写真、卒業証明書（修了証明書又は資格　検定合格証明書）を添えて、申請します。

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　写真は、縦、横各５センチメートルとし、申請前６月以内に、正面、半身、脱帽で撮影した　　　ものとすること。
なお、写真の裏面に氏名を自署すること。

様式第９６（第１２４条関係）

入所試験受験願書

年　月　日

計量教習所長　殿

住所
氏名

計量教習所の入所試験を受験したいので、履歴書、写真及び卒業証明書（修了証明書又は資格検　定合格証明書）を添えて、お願いします。

1　受験地
2　受講を希望する教習の区分（一般計量教習又は一般計量特別教習）

備考
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　写真は、縦、横各５センチメートルとし、申請前６月以内に、正面、半身、脱帽で撮影した　ものとすること。
なお、写真の裏面に氏名を自署すること。

様式第９７（第１２５条関係）

受講変更申請書

年　月　日

計量教習所長　殿

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

（教習の区分）

計量教習所のを教習を受けるべき時期の通知を受けましたが、やむを得ない事由のため、通知を　受けた時期（　　年　　月）に教習を受けることができないので、次のとおり申請します。

１　教習を受けることができない理由

２　教習を希望する時期

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　教習の区分は、以下の該当するものを記入すること。

(1)　一般計量教習
(2)　一般計量特別教習
(3)　環境計量特別教習（濃度関係）
(4)　環境計量特別教習（騒音・振動関係）
(5)　環境計量講習（濃度関係）
(6)　環境計量講習（騒音・振動関係）
(7)　短期計量教習
(8)　特定教習

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第９８（第１３３条関係）

一部教習許可申請書

年　月　日

計量教習所長　殿

住所
氏名

学科又は実習の科目

上記の科目につき、一部教習の許可を受けたいので、履歴書及び写真を添えて申請します。

備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

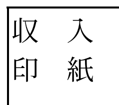
2　写真は､縦､横各５センチメートルとし､申請前６月以内に､正面､半身､脱帽で撮影したものとすること。

なお、写真の裏面に氏名を自署すること。

様式第９９（第１３６条関係）

フレキシブルディスク提出票

年　月　日


収　入
印　紙

通商産業大臣殿

住　所
氏 又 は 名 称 及 び 法 人 に あ っ て は
代表者の氏名　印

計量法（又は計量法施行規則）第　条第　項の規定による申請（、届出又は報告）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記載された事項は、事実に相違ありません。

１．フレキシブルディスクに記載された事項

２．フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　法令の条項については、当該申請（、届出又は報告）の適用条文名を記載すること。

３　「フレキシブルディスクに記載された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記載されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブル　ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

４　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請（、届出又は報告）の　際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書　類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

５　「収入印紙」の欄には、収入印紙をはることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続きを行う場合にあっては、収入印紙をはり付けること。

６　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続きを行う場合にあっては、押印をすること。

７　該当事項がない欄は、省略すること。

様式第１００（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法 59 条（69 条１項で準用）〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】特殊容器製造事業指定申請書
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法第 59 条（第 69 条第１項において準用）
【様式番号】054
【工場又は事業場の名称及び所在地】
【特殊容器の製造及び検査の方法】
〈特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項であって通商産業省令で定めるもの〉
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考

１　１行は 36 字詰めとすること。

２　「【氏名又は名称】」の欄には、法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その欄に代表者の氏名を記録すること。

３　文字は、日本工業規格Ｘ0208 で定められている図形文字並びにＸ0211 で定められている制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いることとし、図は用いてはならない。

ただし、「【」（日本工業規格Ｘ0208 句点番号（以下「句点番号」という。）1-58)、「】」（句点番号 1-59)、「▲」（句点番号 2-5）及び「▼」（句点番号 2-7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（句点番号 1-58）及び「【」（句点番号 1-59）を、又は置き換えた文字の前後に）「▲」（句点番号 2-5）及び「▼」（句点番号 2-7）を用いるときを除く。)。

日本工業規格Ｘ0208 で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格Ｘ0208 で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」（句点番号 2-5)、後ろに「▼」（句点番号 2-7）を付すこと。

４　「〈」、「〉」又は「〈」及び「〉」によって囲まれた欄名は日本工業規格Ｘ0201 で定められている文字を用いること。

５　「【様式番号】」の欄には、日本工業規格Ｘ0201 で定められている文字を用いること。

６　文字の符号化表現は、日本工業規格Ｘ0208 付属書１で定められている方式を用いること。

７　様式 54 中の「その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号」については、別紙にして提出すること。

様式第１０１（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法62条１項（69条１項で準用）〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】特殊容器製造事業指定申請書記載事項変更届
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法第62条第１項（第69条第１項において準用）
【様式番号】055
【変更の内容】
【変更の事由】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考
１　法第61条の規定による変更についてはそれぞれの証明書を添付のこと。
２　その他は、様式第100の備考１から６までと同様とすること。

様式第１０２（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法 69 条（69 条１項で準用）〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】事業廃止届
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法第 65 条（第 69 条第１項において準用）
【様式番号】059
【指定年月日及び指定番号】
【指定を受けた者の氏名又は名称及び住所】
【工場又は事業場等の所在地】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１０３（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法 68 条の２〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】計量士国家試験合格証再交付申請書
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法施行規則第 68 条の２
【様式番号】071
【計量士の区分】
【合格年月日】
【合格証書番号】
【生年月日】
【再交付申請の事由】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１０４（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法 138 条〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】指定申請書
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法第 138 条
【様式番号】074
【指定を受けようとする特定標準器による校正等の業務の範囲】
【特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地】
【添付情報】
　【添付資料】
　　【財産目録】
　　【貸借対照表】
　　【校正業務に類似する業務の実績】
　　【器具、機械又は装置の数、性能、所在場所及び所有又は借入れの別】
　　【施設の概要】
　　【組織に関する事項】
　　【役員の氏名及び略歴並びに社団法人にあっては社員の氏名又は名称】
　　【校正業務以外の業務を行っている場合にはその業務の種類及び概要】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１０５（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法施行規則 84 条〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】指定申請書記載事項変更届
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法施行規則第 84 条
【様式番号】075
【変更のあった事項】
【変更の事由】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１０６（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法 30 条１項（142 条で準用）〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】業務規程認可申請書
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法施行規則第 30 条第１項（第 142 条において準用）
【様式番号】076
【添付情報】
　【添付資料】
　　【業務規定】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１０７（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法30条１項（142条で準用）〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】業務規程変更認可申請書
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法第30条１項（第142条において準用）
【様式番号】077
【変更の内容】
【変更の事由】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第100の備考１から６までと同様とすること。

様式第１０８（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法32条（142条で準用）〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】業務休止（廃止）許可申請書
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法第32条（第142条において準用）
【様式番号】078
【休止、廃止の別】
【休止（廃止）しようとする校正業務の範囲】
【休止（廃止）の年月日】
【休止の期間】
【休止（廃止）の理由】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第100の備考１から６までと同様とすること。

様式第１０９（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法106条２項（142条で準用）〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】指定校正機関の事業所の所在地の変更届
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法第106条第２項（第142条において準用）
【様式番号】079
【所在地を変更しようとする事業所の名称及び所在地】
【所在地変更の理由】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第100の備考１から６までと同様とすること。

様式第１１０（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法158条２項〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】手数料認可申請書
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法第158条第２項
【様式番号】080
【特定標準器による校正等の種類ごとの手数料の額】
【算定根拠】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第100の備考１から６までと同様とすること。

様式第１１１（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法 143 条〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】認定申請書
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法第 143 条
【様式番号】081
【認定を受けようとする事業の区分及び範囲】
【計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地】
【添付情報】
　【添付資料】
　　【事業計画又は事業概況書】
　　【校正事業の実施の方法】
　　【校正事業に類似する事業の実績】
　　【校正事業に用いる器具等】
　　（校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別）
　　【校正事業を行う施設の概要】
　　【校正事業を行う組織に関する事項】
　　【校正事業に従事する者の氏名及び実績】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考

１　通商産業大臣に対する申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること。

２　その他は、様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１１２（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法施行規則 92 条〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】認定申請書記事項載変更届
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法施行規則第 92 条
【様式番号】082
【変更のあった事項】
【変更の事由】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１１３（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法 65 条（146 条で準用）〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】認定事業者の事業廃止届
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法第 65 条（第 146 条において準用）
【様式番号】083
【認定の年月日及び認定番号】
【事業所の名称及び所在地】
【事業の区分及び範囲】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１１４（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法施行規則 96 条〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】認定事業者報告書
【提出日】
【あて先】通商産業大臣　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法施行規則第 96 条
【様式番号】092
【年度】
【事業所の名称】
【認定の年月日及び認定番号】
【区分】
【計量器の校正等を行った件数】
【証明書の発行件数】
【証明書を付して販売し、又は貸し渡した計量器又は標準物質の種類及び数】
【特定標準機による校正等をされた計量器又は標準物質の種類等】
（特定標準機による校正等をされた計量器又は標準物質の区分ごとの種類及び数並びにその証明書の発行番号及び発行年月日）
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考　様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１１５（第１３６条関係）

```
〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法施行規則123条2項〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】受講申請書
【提出日】
【あて先】計量教習所長　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法施行規則第123条第2項
【様式番号】094
【教習の区分】
【添付情報】
　【添付資料】
　　【履歴書】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉
```

備考

１　教習の区分は、以下の該当するものを記入すること。

(1)　環境計量特別教習（濃度関係）

(2)　環境計量特別教習（騒音・振動関係）

(3)　環境計量講習（濃度関係）

(4)　環境計量講習（騒音・振動関係）

２　写真は、縦、横各５センチメートルとし、申請前６月以内に、正面、半身、脱帽で撮影したものとすること。なお、写真の裏面に氏名を自署すること。

３　その他は様式第100の備考１から６までと同様とすること。

様式第１１６（第１３６条関係）

```
〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法施行規則 123 条 3 項〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】短期計量教習受講申請書
【提出日】
【あて先】計量教習所長　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法施行規則第 123 条第 3 項
【様式番号】095
【添付情報】
　【添付資料】
　　【履歴書】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉
```

備考

１　写真は、縦、横各５センチメートルとし、申請前６月以内に、正面、半身、脱帽で撮影したものとすること。なお、写真の裏面に氏名を自署すること。

２　その他は様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１１７（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法施行規則 124 条 1 項〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】入所試験受験願書
【提出日】
【あて先】計量教習所長　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法施行規則第 124 条第 1 項
【様式番号】096
【受験地】
【受講を希望する教習の区分（一般計量教習又は一般計量特別教習）】
【添付情報】
　【添付資料】
　　【履歴書】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考

１　写真は、縦、横各５センチメートルとし、申請前６月以内に、正面、半身、脱帽で撮影したものとすること。なお、写真の裏面に氏名を自署すること。

２　その他は、様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１１８（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法施行規則 125 条 2 項〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】受講変更申請書
【提出日】
【あて先】計量教習所長　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法施行規則第 125 条第 2 項
【様式番号】097
【教習の区分】
【通知を受けた時期】
【教習を受けることができない理由】
【教習を希望する時期】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考
１　教習の区分は、以下の該当するものを記入すること。
(1)　一般計量教習
(2)　一般計量特別教習
(3)　環境計量特別教習（濃度関係）
(4)　環境計量特別教習（騒音・振動関係）
(5)　環境計量講習（濃度関係）
(6)　環境計量講習（騒音・振動関係）
(7)　短期計量教習
(8)　特定教習
２　その他は、様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。

様式第１１９（第１３６条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉計量法施行規則 133 条 2 項〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】一部教習許可申請書
【提出日】
【あて先】計量教習所長　殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】計量法施行規則第 133 条第 2 項
【様式番号】098
【受講したい学科または実習の科目】
【添付情報】
　【添付資料】
　　【履歴書】
〈／ＰＲＥ〉〈／ＢＯＤＹ〉〈／ＨＴＭＬ〉

備考

１　写真は、縦、横各５センチメートルとし、申請前６月以内に、正面、半身、脱帽で撮影したものとすること。なお、写真の裏面に氏名を自署すること。

2　その他は、様式第 100 の備考１から６までと同様とすること。